

屋外広告物の手引き

萩

はじめに

平成16年に景観法が制定されたことを受けて、萩市は平成17年3月に中国・四国地方で初めて景観行政団体になりました。そして、平成19年6月に景観法に基づく景観条例を制定し、同年12月から運用を開始しました。この景観法の制定に伴い、屋外広告物法の一部が改正され、景観行政団体である市町村が都道府県に代わって屋外広告物を規制することができるようになりました。

そこで、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに公衆に対する危害を防止するため、平成20年3月に屋外広告物等に関する条例を制定、また同年8月に同条例施行規則を制定し、同年10月1日より運用を開始しました。

また、運用開始後、10年を経過したことを受け、本市基本ビジョンの基本方針の一つである「産業活力があふれるまちづくり」も念頭に基準を見直し、平成31年1月31日に運用を開始しました。

市の定める独自の基準で屋外広告物等の高さや表示面積、色彩等の規制と誘導を進めます。



目次

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 1 | 屋外広告物制度の概要 | 1 |
| 2 | 屋外広告物等とは | 2 |
| 3 | 禁止地域と許可地域 | 3 |
| 4 | 指定道路・指定鉄道（禁止地域） | 8 |
| 5 | 指定交差点（禁止地域） | 9 |
| 6 | 禁止物件と禁止広告物 | 10 |
| 7 | 指定電柱・街灯柱等（禁止物件）、禁止地域の電柱・街灯柱等 | 11 |
| 8 | 共通基準 | 12 |
| 9 | 地域別基準 | 14 |
| 10 | 適用除外 | 28 |
| 11 | 許可申請の流れ | 35 |
| 12 | 許可期間と許可手数料 | 37 |
| 13 | 違反広告物に対する措置、罰則 | 38 |
| 14 | 既存広告物に対する経過措置 | 39 |

1

屋外広告物制度の概要

屋外広告物を表示する前に・・・

屋外の公衆に向かって表示する全ての広告物が対象です

建物の壁面広告や野立て看板のほか、建物の内側等から外に向けて貼るポスター等も対象です。

▼参照「屋外広告物等とは」2ページ

表示できない地域、場所、物があります

伝統的建造物群保存地区や景観形成地区、主要道路の展望地域などの指定された「地域」、学校や文化財の周囲、主要な交差点などの指定された「場所」、橋や街路樹、ガードレールなどの指定された「物」には、原則として広告物を表示できません。

▼参照「禁止地域と許可地域」3~7ページ、「指定道路・指定鉄道（禁止地域）」8ページ、「指定交差点（禁止地域）」9ページ、「禁止物件と禁止広告物」10ページ、「指定電柱・街灯柱等（禁止物件）、禁止地域の電柱・街灯柱等」11ページ

地域の特性や広告物の種類に応じて許可基準を定めています

商業地や住宅地、歴史的な町並みなどの地域の特性に応じて、市全域を7種類の地域に分け、それぞれ許可基準を定めています。また、広告物の種類に応じて、高さ、大きさ、色彩、照明などの許可基準を定めています。

▼参照「共通基準」12~13ページ、「地域別基準」14~27ページ

禁止や許可申請の適用が除外される広告物があります

法律の規定や公共的目的で表示する広告物、小規模で色彩が派手でない自家用広告物などは、禁止地域への表示や、許可不要での表示が可能となるなど、禁止や許可申請の適用が除外されるものがあります。

▼参照「適用除外」28~34ページ

表示する前に許可申請が必要です

小規模で色彩が派手でない自家用広告物などの適用除外広告物を除き、事前に許可申請が必要です。

▼参照「許可申請の流れ」35~36ページ、「許可期間と許可手数料」37ページ

表示した後も手続きや義務があります

表示後は、広告物の管理や点検の義務があります。また、許可期間満了による更新許可申請や、許可済みの広告物のデザイン変更、所有者の住所変更等の際にも、届出が必要です。

▼参照「許可申請の流れ」35~36ページ、「許可期間と許可手数料」37ページ

違反者には必要な措置を命じます

禁止地域に表示したり、許可基準や手続きに違反した場合は、措置命令や変更命令を行います。悪質な場合は、罰則規定に基づき、罰金刑を科すこともあります。

▼参照「違反広告物に対する措置、罰則」38ページ

違反広告物は撤去します

ポスターなどの簡易な違反広告物は告知なく撤去します。簡易な広告物以外でも、措置命令に従わない場合、所有者が不明な場合などは市で撤去し、所有者等に撤去費用の負担を要求します。

▼参照「違反広告物に対する措置、罰則」38ページ

条例施行前から表示されている広告物には経過措置があります

条例施行前から表示されている広告物や県条例で許可を受けている広告物には経過措置があります。

▼参照「既存広告物に対する経過措置」39ページ

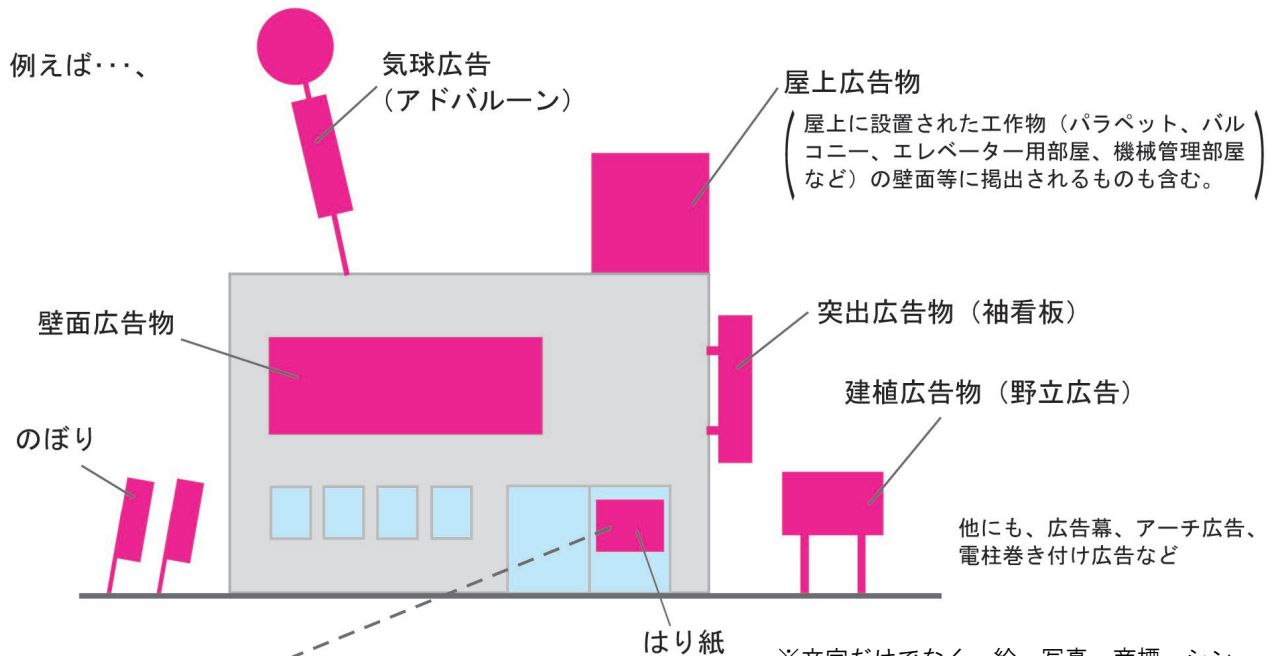
2

屋外広告物等とは

屋外の公衆に向かって表示する全ての広告物が対象

屋外広告物とは・・・

「常時、又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」で、看板や、広告塔、ポスター等のことをいいます。



特定屋内広告物

建物の窓ガラスやガラス扉などの内側の面に直接描いたり、貼ったりするなどして、常時又は一定の期間、屋外に向けて表示される広告物のこと

※文字だけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなどの商品やサービス等をイメージさせるものも広告物となります。

※営利を目的としていない内容であっても広告物となります。

※営業時間のみ表示する可動式の看板も「常時又は一定の期間継続」しているとみなします。

萩市では、上記特定屋内広告物も屋外広告物と同様に「屋外広告物等」として、一定の基準を設けます。また、広告物を掲出するための枠や支柱、掲示板など(=掲出物件)も「屋外広告物等」に含まれます。

屋外広告物等＝屋外広告物+特定屋内広告物+掲出物件

自家用広告物と一般広告物

□自家用広告物

自己の住居や店舗、事務所、事業所等の建築物や工作物、又はその敷地内に、その名称や商標、事業の内容、取り扱う商品等を表示する広告物のこと

※自己所有地であっても、その敷地内に店舗等がない場合や、敷地内の店舗の営業内容に関係無い内容の場合は自家用広告物ではなく、一般広告物となります。

□一般広告物

自家用広告物以外の広告物のこと

(自己の店舗や事務所等が無い場所に表示する広告物)

3

禁止地域と許可地域

市全域を禁止地域と許可地域のいずれかに指定します

市全域を、屋外広告物等を表示等できない**禁止地域**と、許可基準に適合し、市長の許可を得て表示等できる**許可地域**のいずれかに指定します。

■禁止地域

一般広告物の表示等は禁止しますが、自家用広告物については、許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できます。（許可申請の不要な広告物もあります。） ▼参照「適用除外」28~34ページ

■許可地域

禁止地域以外の地域は全て許可地域となります。

一般広告物も自家用広告物も、許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できます。（許可申請の不要な広告物もあります。）

| | 一般広告物 | 自家用広告物 |
|------|---------------------------|--|
| 禁止地域 | 表示等できない | 許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できる <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 小規模で地の色が派手でない等の広告物は許可がなくても表示等できる ▼参照「適用除外」28~34ページ </div> |
| 許可地域 | 許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できる | 許可基準に適合し、市長の許可を受ければ表示等できる <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 小規模で地の色が派手でない等の広告物は許可がなくても表示等できる ▼参照「適用除外」28~34ページ </div> |

地域の特性に応じて、禁止地域を4種類、許可地域を3種類に分け、周囲の町並みと調和するよう、各地域ごとに広告物の許可基準を定めています。

広告物の種類ごとに、個数、大きさ、色彩等の許可基準があります。広告物を表示等する際は、共通基準と該当する地域の許可基準を確認してください。 ▼参照「共通基準」12~13ページ、「地域別基準」14~27ページ

■その他（景観に配慮した独自地区の指定・認定）

上記の禁止地域、許可地域といった地域区分以外にも、別に地区を定め、その地区の特性を活かした独自のルールを定めることのできる制度があります。

この制度では、景観に配慮した統一的な屋外広告物等を表示等する地区を市が指定又は認定します。

□景観保全型広告整備地区

良好な景観を保全するために、良好な屋外広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な地区を景観保全型広告整備地区として市長が指定し、独自の基本方針を定めることができます。

□広告物協定地区

相当規模の一団の土地の所有者等は、当該地域の景観を整備するため、当該地域にふさわしい広告物の色彩、意匠等の独自の基準を定めた協定を締結することができます。 ※市長の認定が必要です。

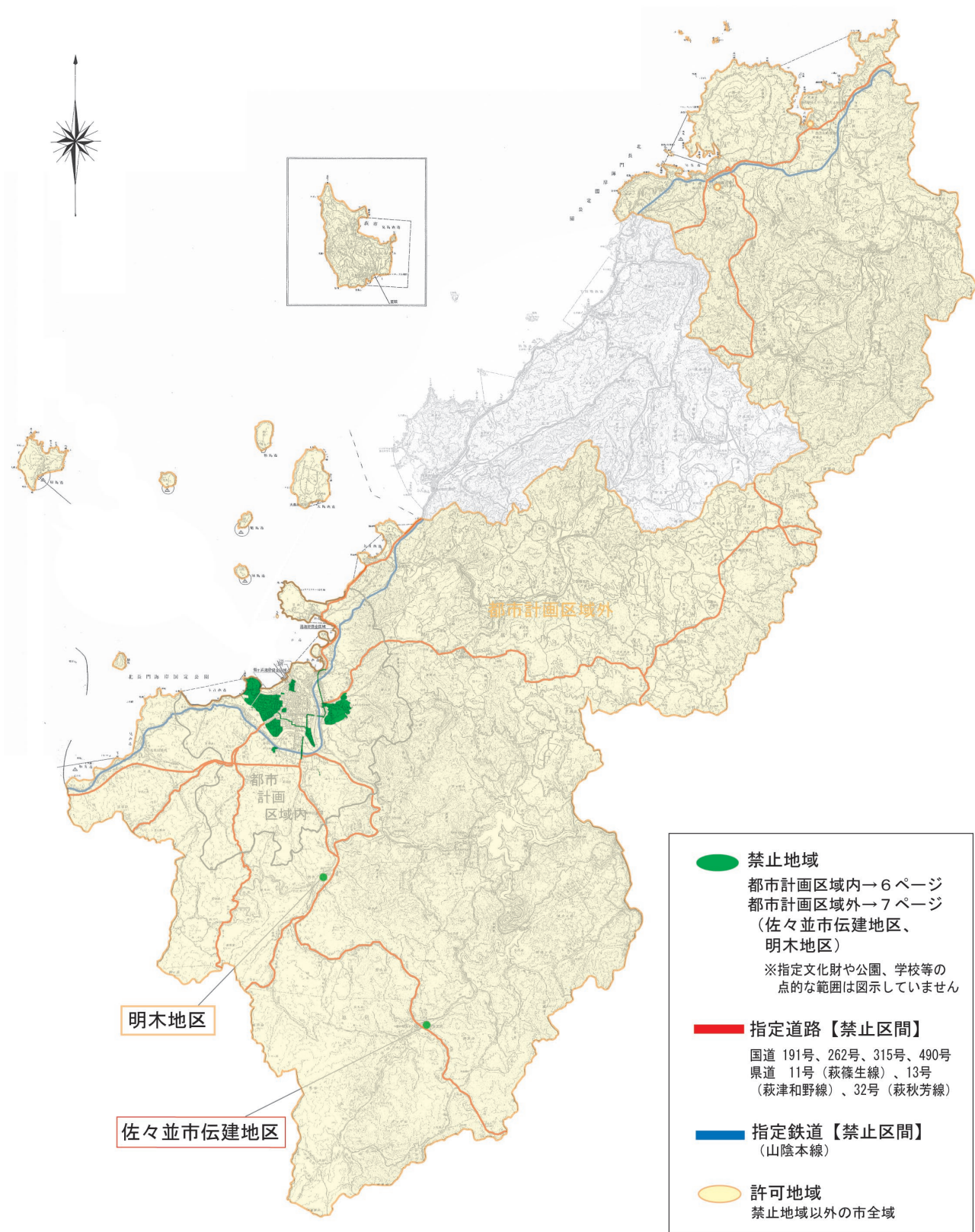
■禁止地域（4種類）

| 地域区分 | 該当地区・区域 |
|-----------------|---|
| 第1種禁止地域 【1禁】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的建造物群保存地区（堀内地区、平安古地区、浜崎地区、佐々並市地区） ・ 国、県、市指定の史跡、名勝、天然記念物（萩城城下町、萩往還、長門峡など） ・ 国、県、市指定の文化財の敷地のうち市長が指定するもの（東光寺、菊屋家住宅、西堂寺六角堂など） |
| 第2種禁止地域 【2禁】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観地区、風致地区、特別緑地地区、緑地保全地域、生産緑地地区 ・ 準景観地区 ・ 歴史的景観保存地区（堀内地区、今魚店地区、藍場川及び藍場川周辺地区など） ・ 都市公園（中央公園、指月公園、陶芸の村公園など） ・ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山又はこれらの付近の地域で市長が指定する地域 |
| 第3種禁止地域 【3禁】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市景観形成地区（大屋土原線沿線地区、土原新川線沿線地区） |
| 第4種禁止地域 【4禁】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成地区（今魚店金谷線沿線地区、維新の里地区、明木地区） ・ 保安林のうち市長が指定する地域（常盤島、笠山、川上の風致保安林） ・ 道路又は鉄道等で市長が指定する区間（国道191号、県道萩篠生線、山陰本線など） ・ 道路又は鉄道等から展望することができる地域で市長が指定する地域（指定道路、線路に接続する両側100m以内の地域※家屋が10戸以上連たんする地域は除く） <p style="text-align: right;">▼参照「指定道路・指定鉄道（禁止地域）」8ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港、港湾、駅前広場又はこれら付近の地域で市長の指定する地域（東萩駅前広場） ・ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、火葬場、公衆便所の建造物とその敷地 ・ 主要な道路が交差する地域で市長が指定する地域（御許町交差点など） <p style="text-align: right;">▼参照「指定交差点（禁止地域）」9ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域（平安古町、川島、椎原の一部 他） |

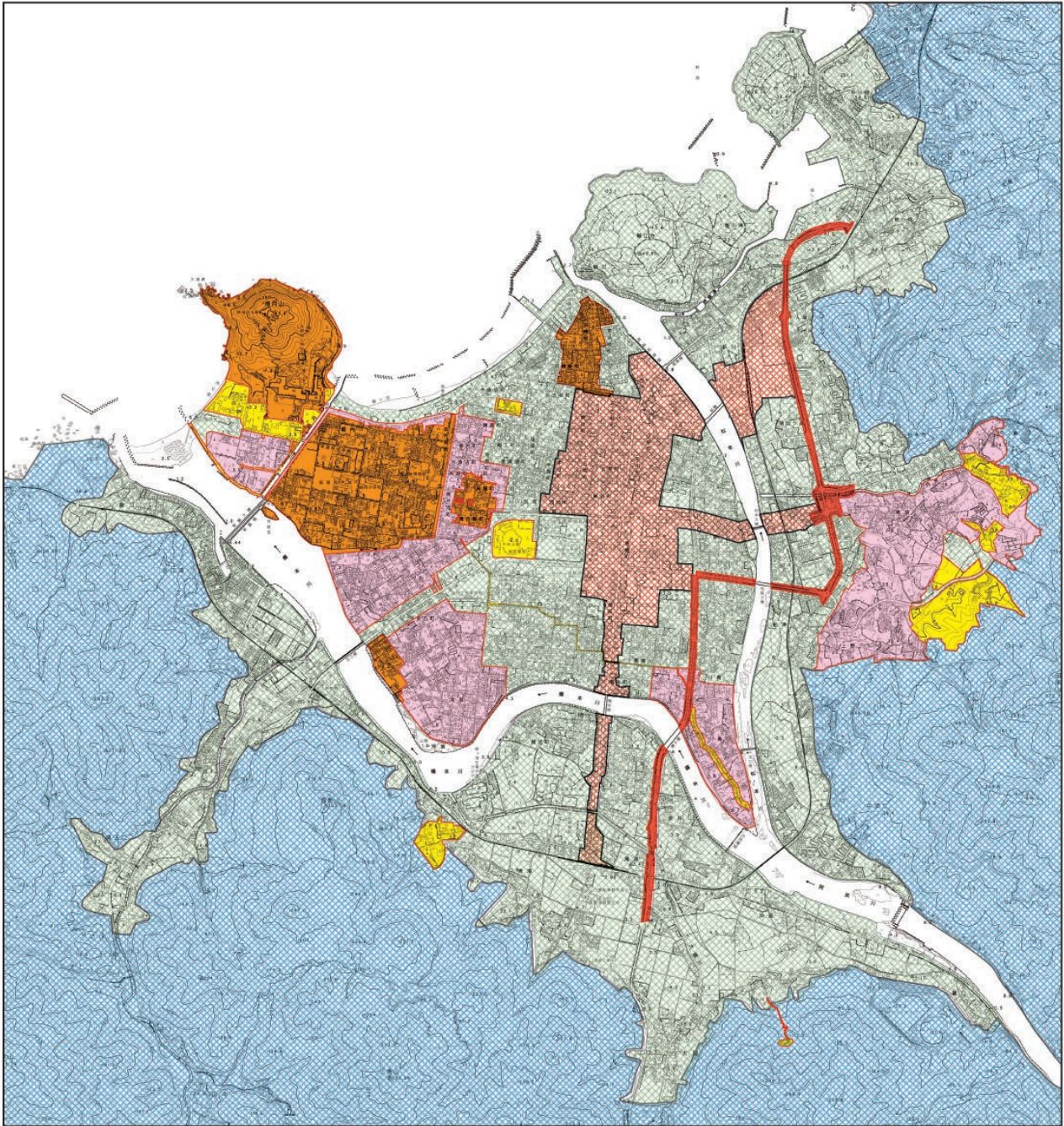
■許可地域（3種類）





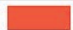


| 地域区分 | 該当地区・区域 |
|-----------------|--|
| 第1種許可地域 【1許】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般景観計画区域のうち商業地区（御許町、東田町、西田町、船津、椿町の一部 他） ・ 一般景観計画区域のうち川外都市計画区域（東萩駅周辺地区）（新川南、無田ヶ原、無田ヶ原口の一部 他） |
| 第2種許可地域 【2許】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般景観計画区域のうち川内地区（江向、平安古町、土原の一部 他） ・ 一般景観計画区域のうち川外都市計画区域A地区、同B地区（2～4禁、1許を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域） |
| 第3種許可地域 【3許】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般景観計画区域のうち市街地周辺地区（2～4禁、1許、2許を除く川外の都市計画区域及び都市計画区域外） |

■屋外広告物等地域区分図（市全域）



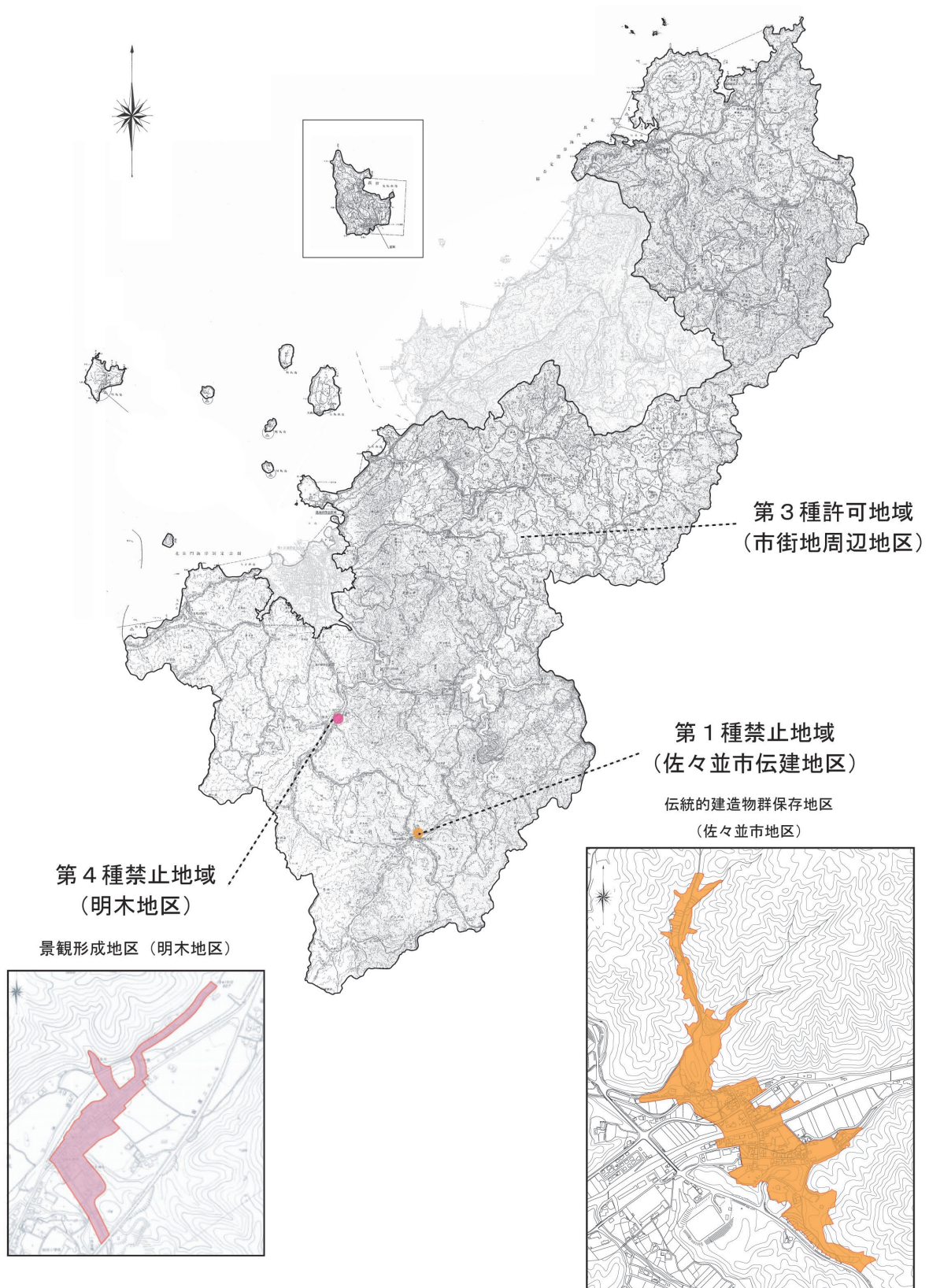
■屋外広告物等地域区分図（都市計画区域内）



| 禁止地域 | | 許可地域 | |
|---|---------|---|---------|
|  | 第1種禁止地域 |  | 第1種許可地域 |
|  | 第2種禁止地域 |  | 第2種許可地域 |
|  | 第3種禁止地域 |  | 第3種許可地域 |
|  | 第4種禁止地域 | | |

※第3種許可地域は都市計画区域外を含む

■屋外広告物等地域区分図（都市計画区域外）



4

指定道路・指定鉄道（禁止地域）

禁止区間に指定された道路や鉄道の区間とその沿線では一般広告物を表示等できません

指定された道路と鉄道の区間、またその両側100m以内の地域は禁止地域となり、一般広告物を表示等できません。

■指定道路（禁止地域）

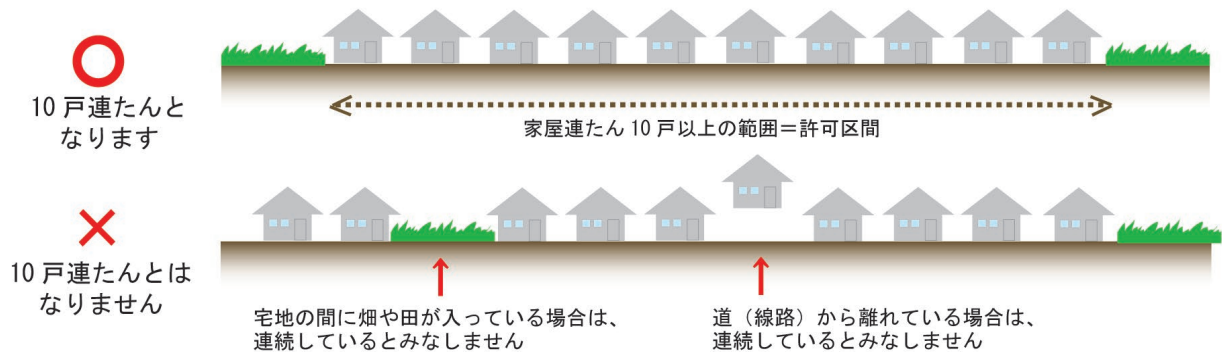
| 路線の名称 | 該当区間 | |
|---------|--------------------|------------------|
| | 起点 | 終点 |
| 国道191号 | ・長門市との境界線【萩・三隅道路】 | 終点【萩・三隅道路】 |
| | ・長門市との境界線 | 玉江橋東詰 |
| | ・小畑橋西詰 | 阿武町大字奈古との境界線 |
| | ・阿武町大字惣郷との境界線 | 島根県との境界線 |
| 国道262号 | ・椿2438番地1地先 | 山口市との境界線 |
| 国道315号 | ・山口市との境界線 | 片俣と阿武町大字福田上との境界線 |
| | ・阿武町大字福田上と弥富上との境界線 | 終点 |
| 国道490号 | ・美祢市との境界線 | 終点 |
| 県道萩篠生線 | ・椿東2680番地1地先 | 山口市との境界線 |
| 県道萩津和野線 | ・椿東2680番地1地先 | 山口市との境界線 |
| 県道萩秋芳線 | ・椿2427番地1地先 | 国道262号との交差点 |
| | ・国道262号との分岐点 | 美祢市との境界線 |

■指定鉄道（禁止地域）

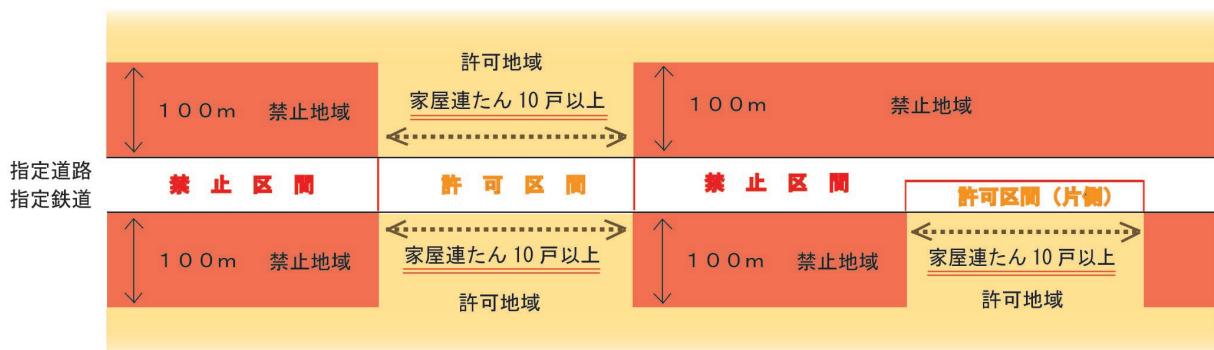
| 路線の名称 | 該当区間 |
|-------|---------|
| 山陰本線 | ・市域内の区間 |

ただし、指定された道路や線路に沿って家屋や店舗などが10戸以上連続して建っている区間は、許可地域となり、許可基準に適合し、市長の許可を受ければ、一般広告物を表示等することができます。

■家屋10戸連たんの定義



※家屋連たんが片側の場合、許可地域となるのは、家屋連たんの側のみです。向かい側は禁止区域です。



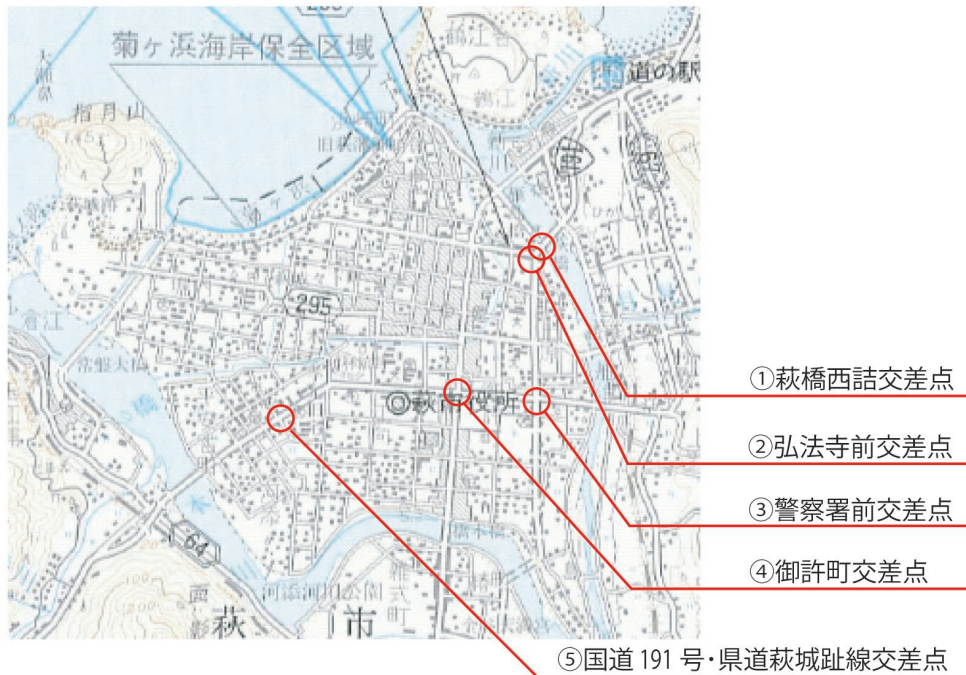
5

指定交差点（禁止地域）

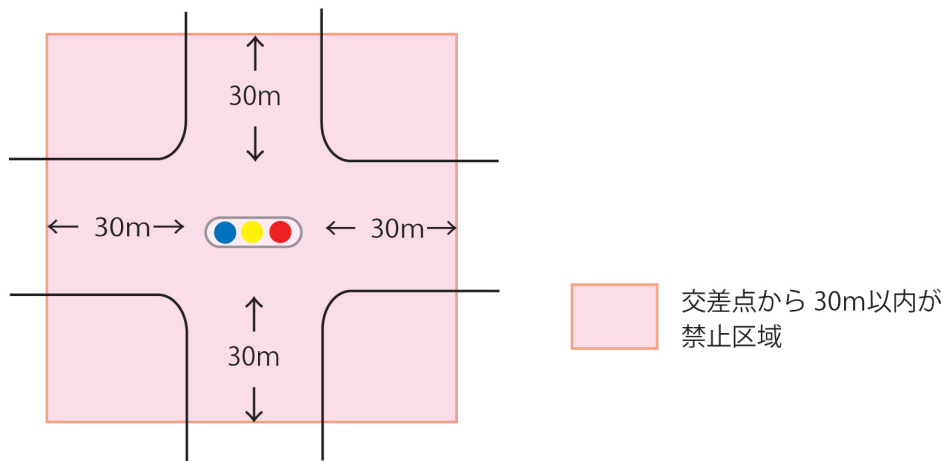
指定された主要な交差点には一般広告物を表示等できません

萩市街地の国道191号の主要な交差点（5箇所）から30m以内の地域は禁止地域となり、一般広告物を表示等できません。

■指定交差点（禁止地域）



■指定交差点における禁止地域の範囲のイメージ



6

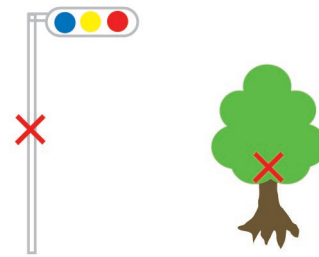
禁止物件と禁止広告物

市内のどの場所にも表示等が禁止されている物件や広告物があります

■禁止物件

次の物件に屋外広告物を表示したり、掲出物件を設置してはいけません。

- 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 街路樹、保存樹
- 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール、車止め、里程標など
- 指定する電柱、街灯柱など ▼参照「指定電柱・街灯柱等（禁止物件）、禁止地域の電柱・街灯柱等」11ページ
- 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- 銅像、神仏像、記念碑など
- 景観重要建造物、景観重要樹木
- 道路の路面



公共的目的で表示する場合などの適用除外広告物は表示することができます。

▼参照「適用除外」28~34ページ

■禁止広告物

風致の維持や危害の防止のため、次の広告物は市内のどの場所にも設置してはいけません。

- ひどく汚れたり、色あせたり、塗料などのはがれたもの
- ひどく壊れたり、老朽化したもの
- 倒壊や落下のおそれのあるもの
- 信号機、道路標識などに類似したり、又はこれらの効用を妨げるもの
- 道路交通の安全を妨げるおそれのあるもの

これらの禁止広告物は、ただちに、必要に応じた補強や補修を行うなどの改善を行ってください。表示等する必要のない場合は、撤去をお願いします。

7

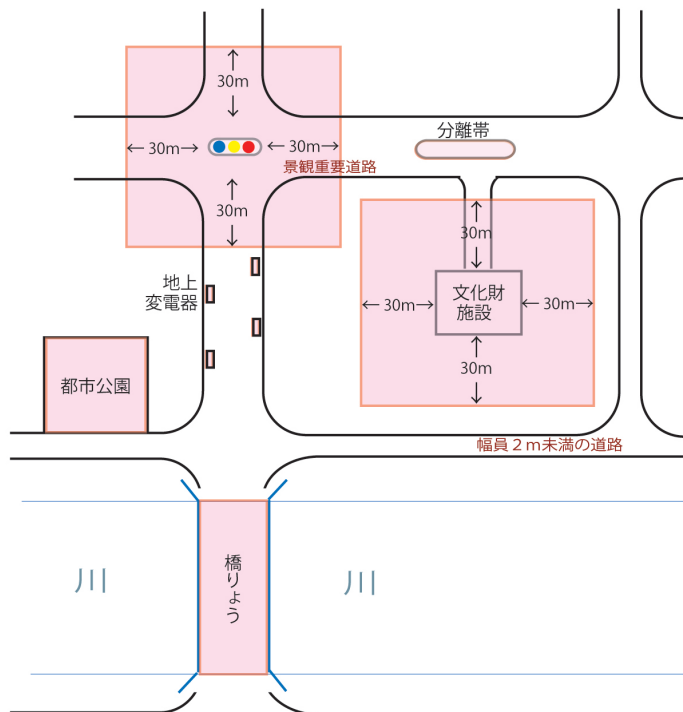
指定電柱・街灯柱等（禁止物件）、禁止地域の電柱・街灯柱等

指定された電柱等や禁止地域の電柱等には広告物を表示等できません

次に指定する地域や場所に設置された電柱や街灯柱、その他それらに類するものには、広告物を表示等することができません。

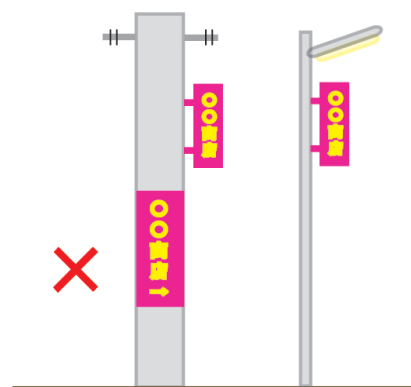
■指定電柱・街灯柱等（禁止物件）

- 萩市景観計画に定める景観重要道路の交差点（交差する道路の幅員が2m未満の道路を除く）から30m以内の区域に設置された電柱・街灯柱等
- 道路の分離帯及び交差路上の路上施設に設置された電柱・街灯柱等
- 橋りょうに設置された電柱・街灯柱等
- 史跡、文化財等の区域から30m以内の区域に設置された電柱・街灯柱等
- 都市公園に準ずる公園に設置された電柱・街灯柱等
- 地上変電器

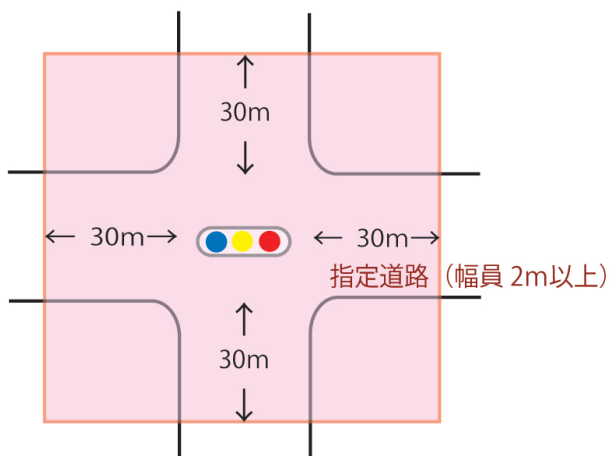


■禁止地域にある電柱・街灯柱等

- 伝統的建造物群保存地区に設置された電柱・街灯柱等
- 歴史的景観保存地区、都市景観形成地区、景観形成地区に設置された電柱・街灯柱等
- 史跡、文化財等の区域内に設置された電柱・街灯柱等
- 風致保安林に設置された電柱・街灯柱等
- 官公署、学校、図書館等の敷地に設置された電柱・街灯柱等
- 指定交差点の30m以内に設置された電柱・街灯柱等
- ▼ 参照「指定交差点（禁止地域）」9ページ
- 指定道路の交差点（交差する道路の幅員が2m未満の道路を除く）から30m以内に設置された電柱・街灯柱等



指定された範囲に設置されている、電柱や街灯柱等には、巻き付け広告や袖看板等の屋外広告物を表示等できません。



▼ 禁止地域において表示可能な電柱・街灯柱等については、28~34ページをご覧ください。

8

共通基準

全ての地域、全ての広告物に適用する許可基準です

禁止地域と許可地域の区別なく、全ての地域に共通して適用する許可基準です。
地域別基準において特別な定めがない限り、全ての広告物において下記の事項を守らなければなりません。

■周囲の景観との調和

- 都市美を維持するため、萩市の景観に調和するものであること
- 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること

■周囲の景観と調和したデザイン

- 行き過ぎた自己主張や商業主義とならないよう、華美、派手なものは避け、必要最小限の数量、大きさ等のものであること
- 周囲の屋外広告物等が小規模である場合には、それと調和するものであること
- 色彩は全てマンセル値で表示すること
- 照明は、原則として間接照明とすること
- 光源は、色彩のないものとし、点滅しないものであること

■風致の維持

- 広告物を表示しない裏面や側面、脚部などの露出部分には、原則としてペイント塗料や合成樹脂塗料などで塗装されていること（※この場合、塗装の色彩は、光沢のないもので、第1種禁止地域及び第2種禁止地域においては当該禁止地域の地色の基準とし、その他地域においては色相N又はその他色相で彩度4以下とする。）

■公衆の安全への配慮

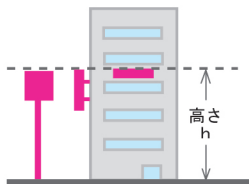
- 容易に破損や腐朽しない構造であること
- 容易に倒壊や落下しないようにしっかりと設置されていること
- 道路交通において見通しを悪くさせたり、交通標識を見えにくくさせたりするような、交通安全の妨げとなる位置に設置されていないこと

屋外広告物等を表示等するには、上記の全地域共通の《共通基準》の他に、各地域の特性に応じて定めた《地域別基準》を満たさなければなりません。

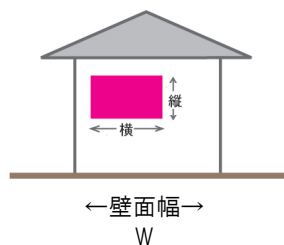
共通基準+地域別基準

地域別基準では、広告物の種類ごとに、表示等できる広告物の種類、個数、大きさ、表示面積、地上から上端までの高さ、色彩、照明等を定めています。

・地上から上端までの高さ

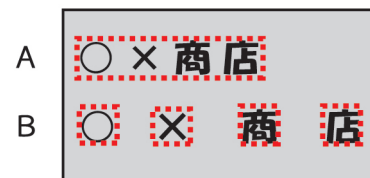


・表示面積



※【3禁】と許可地域では建築物の壁面幅によって上限が決められています。

※地の板が無く、文字だけの場合
=「箱文字」



- A 文字と文字の間隔が1文字の幅よりも狭い場合
…最初の文字から最後の文字までの全体を計測
- B 文字と文字の間隔が1文字の幅よりも広い場合
…1文字分の大きさを計測

■色彩の表示について

屋外広告物等の色彩の許可基準では、国際的な色の尺度であるマンセル値によって色彩基準の表示をしています。

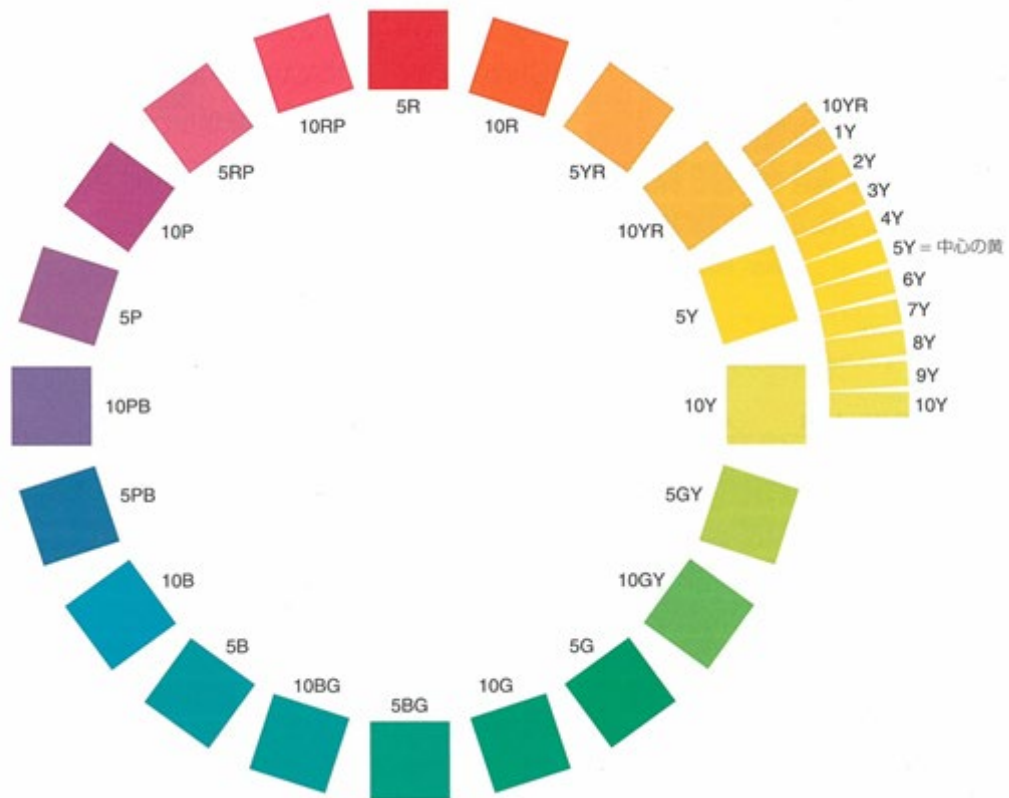
色彩は、白や黒といった無彩色と、赤や青といった有彩色に分けられます。有彩色は、いくつかの色みに分けることができ、これを「色相」といいます。また、無彩色も有彩色も明るさの違いがあり、これを「明度」といいます。さらに、有彩色ではあざやかさの違いがあり、これを「彩度」といいます。これら「色相」、「明度」、「彩度」をまとめて色の三属性といい、それぞれを記号と数値で表すことにより、1つの色を特定することができます。

例えば、茶色はマンセル値では5YR3.5/4の記号で表されます。

| | | | | | |
|-------|---|-----|-----|---|----|
| マンセル値 | : | 5YR | 3.5 | / | 4 |
| | | 色相 | 明度 | | 彩度 |

□色相 R (赤)、Y (黄)、G (緑)、B (青)、P (紫) など10の色相で表します。さらに、1つの色相が10分割されているので、全色相が100あります。

○マンセル色相環



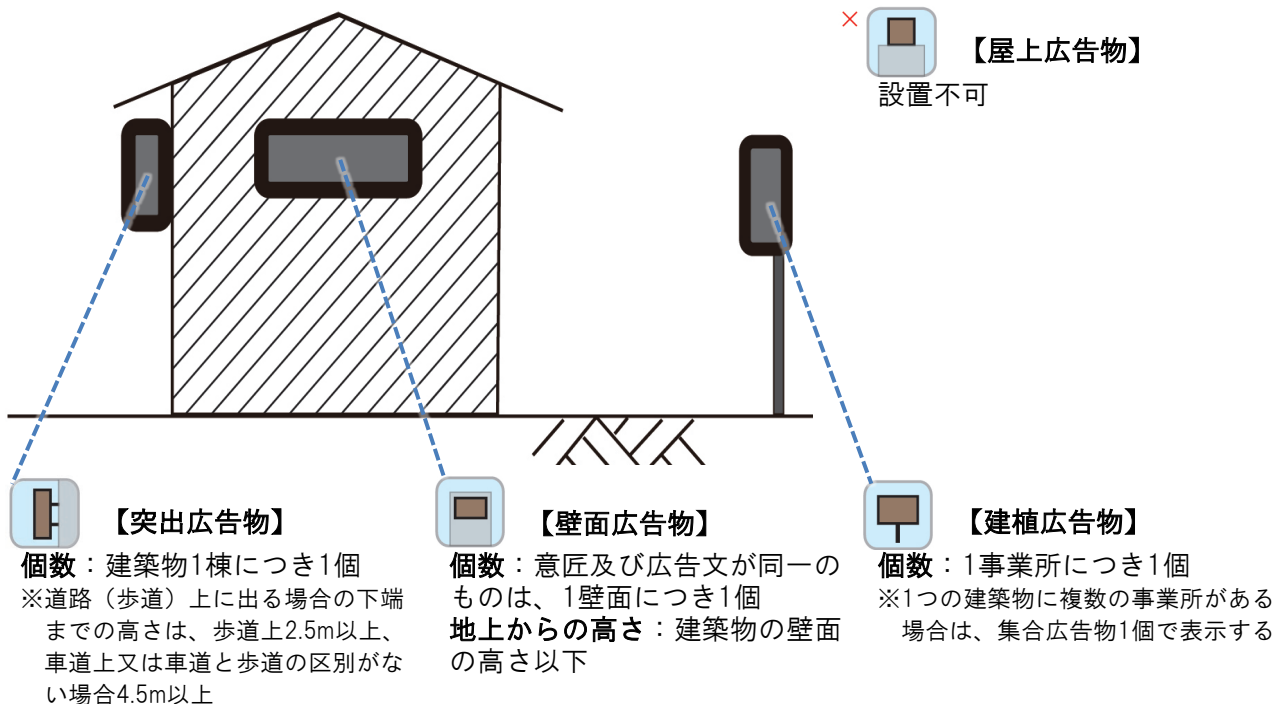
□明度 マンセル表色系では、明度、つまり明るさの度合いは、白から黒の間にグレイを置き、11段階に設定されています。普通は白が9.5、黒が1.0という設定になっています。よって明度は1.0～9.5の数値で表し、数値が大きいほど明るい色を示します。

□彩度 マンセル表色系の色相環に置かれる色は、代表色相の純色です。純色とは、最もあざやかな色で、その純色と無彩色との間の度合いを彩度といいます。よって純色が各色相の最高彩度となり、彩度の数値が大きくなるほどあざやかな色を示します。

地域別基準 ※一般広告物は表示不可

1 建植広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物の基準

- 歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは表示しない
- 材質は、原則、木材、石材等の自然素材、又は銅板などの伝統材料とする
- 屋上広告物は設置不可
- 形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く
- 設置可能な広告物 以下の個別基準を満たす突出広告物、壁面広告物、建植広告物のうち2種類以下かつ1種類1個



色彩



自然素材、伝統材料等の素材の風合いを生かし、できるだけ着色しない
 蛍光塗料、金銀色は使用禁止

【地色】白色、ねずみ色（色相N5.5～N9.5）、黒色、アイボリー（色相2.5Y、明度8.5、彩度1.5）、淡いクリーム色（色相5Y、明度8.5～9、彩度1）、ベージュ（色相5YR、明度9、彩度2）、白茶色（色相5YR、明度8、彩度2）、こげ茶色（色相5YR、明度3、彩度2）、又は、これらの同系色（色相5YR、明度7以上、彩度2以下）とし、光沢のないものであること

【文字・数字・デザイン・線】赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）は使用禁止

照明



間接照明とし、光源に色彩は付けない

直接照明（内照式）は使用禁止

ネオン、点滅式照明、可動式照明（回転灯等）、可変表示式広告物（電光掲示板等）は使用禁止

伝統的建造物群保存地区においては、各保存地区の保存計画の基準に従うこと
 伝統的建造物群保存地区以外の地域においては、文化財保護法及び文化庁による基準に従うこと

2 その他の形態の広告物の基準

□表示面積の算出に関しては、はり紙・はり札、立看板類、横断幕、けんすい幕は、壁面広告物の一種として取り扱い、表示面積は必要最小限度とする

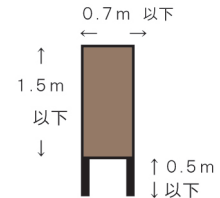
【はり紙・はり札】

- 表示面積 : 1枚あたり1㎡未満
- 個数 : 同一内容のものは1箇所（1壁面）につき1枚まで
- 地上からの高さ : 建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない



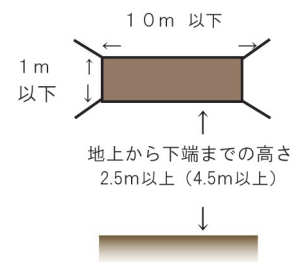
【立看板類】

- 大きさ : 縦1.5m以下、横0.7m以下、脚部の長さ0.5m以下
- 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
- ※定着物に3箇所以上しっかりと固定し、表示面を垂直に設置すること



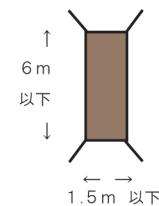
【横断幕】

- 大きさ : 縦1m以下、横10m以下
- 個数 : 建築物に取り付ける場合、1壁面につき1個まで
- 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準を適用する
- ※道路上に取り付ける場合、地上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別の無い道路上は4.5m以上とする
- ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



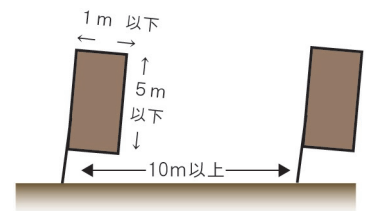
【けんすい幕】

- 大きさ : 縦6m以下、横1.5m以下
- 個数 : 建築物に取り付ける場合、1壁面につき1個まで
- 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準を適用する
- ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



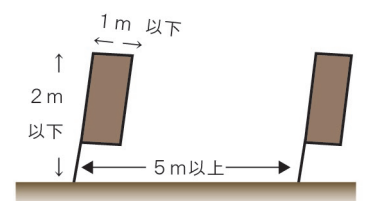
【旗】

- 大きさ : 縦5m以下、横1m以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に設置する場合、相互の間隔10m以上



【のぼり】

- 大きさ : 横1m以下
- 地上からの高さ : 2m以下
- 表示面積 : 1本あたり2㎡以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に4個以上設置する場合、相互の間隔5m以上



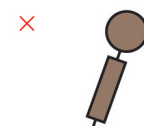
【アーチ広告類】

設置不可



【気球広告】

設置不可



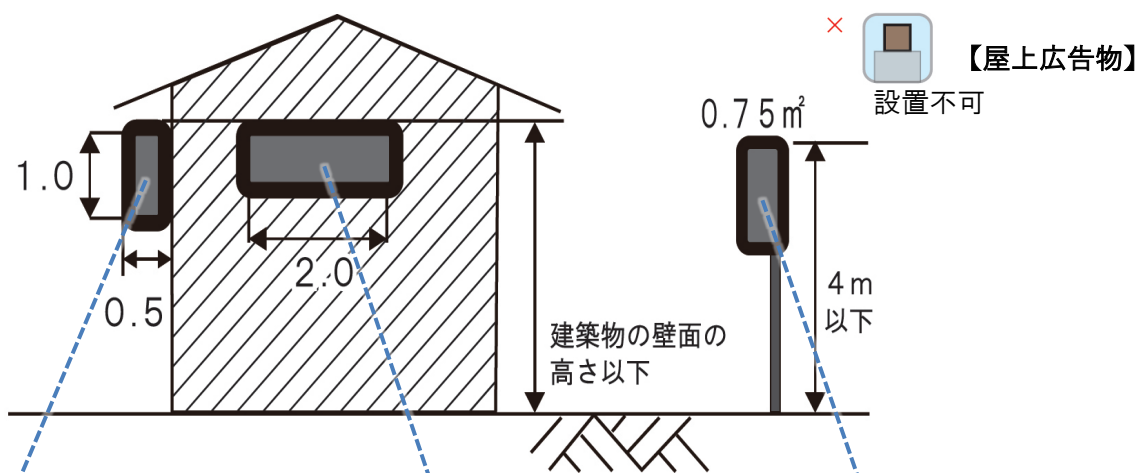
第2種禁止地域【2禁】

歴史的景観保存地区(堀内地区、藍場川及び藍場川周辺地区など)
都市公園(中央公園など)、景観地区、準景観地区など

地域別基準 ※一般広告物は表示不可

1 建植広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物の基準

- 歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは表示しない
- 屋上広告物は設置不可
- 形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く
- 設置可能な広告物 以下の個別基準を満たす突出広告物、壁面広告物、建植広告物のうち2種類以下かつ1種類1個
- 表示可能な合計面積 全ての広告物の表示面積の合計が3㎡以下



【突出広告物】

表示面積：1面0.5㎡以下、全面1.0㎡以下
大きさ：原則、縦1m以下
突出幅：壁面から0.5m以下
個数：建築物1棟につき1個
地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下
 ※道路(歩道)上に出る場合の下端までの高さは、歩道上2.5m以上、車道上又は車道と歩道の区別がない場合4.5m以上

【壁面広告物】

表示面積：2㎡以下
 ※壁面広告物の表示面積の算定には、はり紙・はり札類、立看板類、横断幕、けんすい幕の面積も含む
大きさ：原則、1辺の長さ2m以下
個数：意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個
地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下

【建植広告物】

表示面積：1面0.75㎡以下、全面1.5㎡以下
個数：1事業所につき1個
 ※1つの建築物に複数の事業所がある場合は、集合広告物1個で表示する
大きさ：原則、縦1.5m以下、横0.5m以下
地上からの高さ：4m以下

色彩



蛍光塗料、金銀色は使用禁止

【地色】白色、ねずみ色(色相N5.5~N9.5)、黒色、アイボリー(色相2.5Y、明度8.5、彩度1.5)、淡いクリーム色(色相5Y、明度8.5~9、彩度1)、ベージュ(色相5YR、明度9、彩度2)、白茶色(色相5YR、明度8、彩度2)、こげ茶色(色相5YR、明度3、彩度2)、又は、これらの同系色(色相5YR、明度7以上、彩度2以下)とし、光沢のないものであること

【文字・数字・デザイン・線】赤色(R)、橙色(YR)、黄色(Y)、黄緑色(5未満GY)、桃色(RP)は使用禁止

照明



間接照明とし、光源に色彩は付けない

直接照明(内照式)は使用禁止

ネオン、点滅式照明、可動式照明(回転灯等)、可変表示式広告物(電光掲示板等)は使用禁止

2 その他の形態の広告物の基準

- 表示面積の算出に関しては、はり紙・はり札、立看板類、横断幕、けんすい幕は壁面広告物の一種として取り扱い、これらを含めた全ての広告物の表示面積の合計が3㎡以下、かつ、これらと他の壁面広告物との表示面積の合計が2㎡以下とする
- 旗、のぼりは、設置可能な広告物と表示可能な合計面積の規定は適用しない

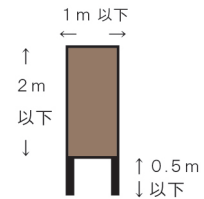
【はり紙・はり札】

- 表示面積 : 1枚あたり1㎡未満
- 個数 : 同一内容のものは1箇所（1壁面）につき2枚以下
- 地上からの高さ : 建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない



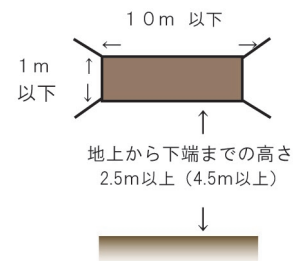
【立看板類】

- 大きさ : 縦2m以下、横1m以下、脚部の長さ0.5m以下
- 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
- ※定着物に3箇所以上しっかりと固定し、表示面を垂直に設置すること



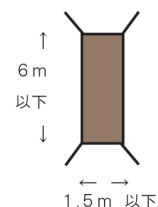
【横断幕】

- 大きさ : 縦1m以下、横10m以下
- 個数 : 建築物に取り付ける場合、1壁面につき1個まで
- 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準を適用する
- ※道路上に取り付ける場合、地上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別のない道路上は4.5m以上とする
- ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



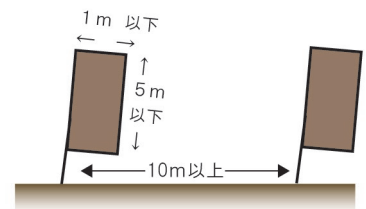
【けんすい幕】

- 大きさ : 縦6m以下、横1.5m以下
- 個数 : 建築物に取り付ける場合、1壁面につき1個まで
- 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準を適用する
- ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



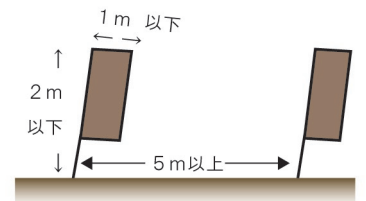
【旗】

- 大きさ : 縦5m以下、横1m以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に設置する場合、相互の間隔10m以上



【のぼり】

- 大きさ : 横1m以下
- 地上からの高さ : 2m以下
- 表示面積 : 1本あたり2㎡以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に4個以上設置する場合、相互の間隔5m以上



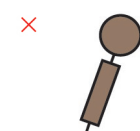
【アーチ広告類】

設置不可



【気球広告】

設置不可



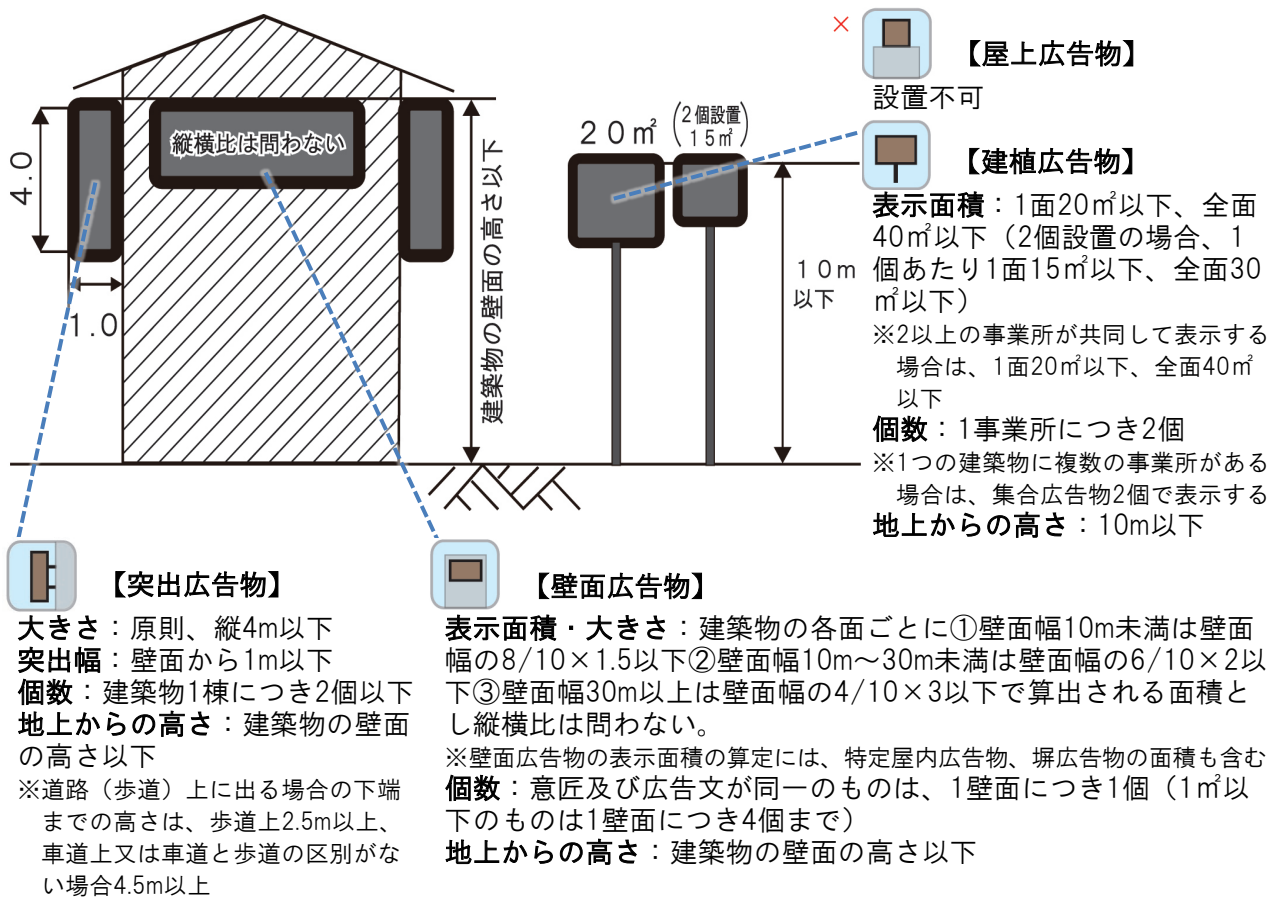
第3種禁止地域【3禁】

都市景観形成地区(大屋土原線沿線地区、土原新川線沿線地区)

地域別基準 ※一般広告物は表示不可

1 建植広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物の基準

- 周辺景観と調和するものとし、奇抜なものは表示しない
- 屋上広告物は設置不可
- 形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く
- 設置可能な広告物 以下の個別基準を満たす突出広告物、壁面広告物、建植広告物



色彩



蛍光塗料、金銀色は使用禁止

【地色】 光沢のあるものは使用禁止

赤色 (R)、橙色 (YR)、黄色 (Y)、黄緑色 (5未満GY)、桃色 (RP) を使用する場合は、彩度4以下とする

【文字・数字・デザイン・線】 赤色 (R)、橙色 (YR)、黄色 (Y)、黄緑色 (5未満GY)、桃色 (RP) を使用する場合は、個々の広告物の面積の5/10以下かつ彩度10以下とする

※以下の場合、彩度の規定は適用しない

- ・動物（人物を含む）、植物、風景等の自然に存在するものを写真でデザインする場合
- ・矢印、ロゴ、ピクトグラム、「祝」「注意」等の文字及びこれに類するもので、使用する面積が個々の広告物の面積の1.5/10以下の場合

照明



原則、光源に色彩は付けない

直接照明（内照式）を使用する場合、白色のみ可

ネオン、LED等は必要最小限の大きさ、量とし、点滅しないものとする

可変表示式広告物（電光掲示板等）は使用可

点滅式照明、可動式照明（回転灯等）は使用禁止

2 その他の形態の広告物の基準

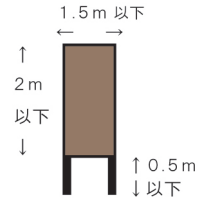
【はり紙・はり札】

- 表示面積 : 1枚あたり1㎡未満
- 個数 : 同一内容のものは1箇所（1壁面）につき4枚以下
- 地上からの高さ : 建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない



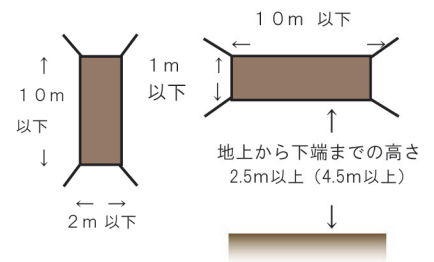
【立看板類】

- 大きさ : 縦2m以下、横1.5m以下、脚部の長さ0.5m以下
- 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
- ※定着物に3箇所以上しっかりと固定し、表示面を垂直に設置すること



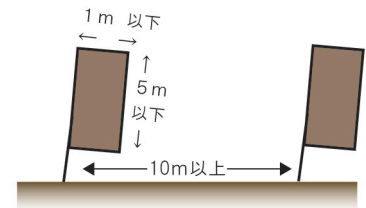
【横断幕】 【けんすい幕】

- 大きさ : 横断幕…縦1m以下、横10m以下
けんすい幕…縦10m以下、横2m以下
- 個数 : 横断幕とけんすい幕、合計で2個以下
(ただし、意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個まで)
- 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準を適用する
- ※道路に取り付ける場合、地上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別の無い道路上は4.5m以上とする
- ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



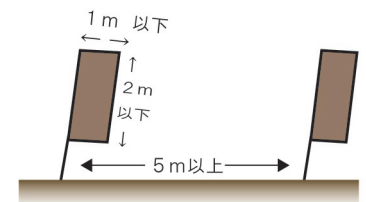
【旗】

- 大きさ : 縦5m以下、横1m以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に設置する場合、相互の間隔10m以上



【のぼり】

- 大きさ : 縦2m以下、横1m以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に4個以上設置する場合、相互の間隔5m以上



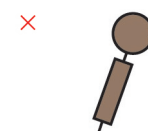
【アーチ広告類】

設置不可



【気球広告】

設置不可



第4種禁止地域【4禁】

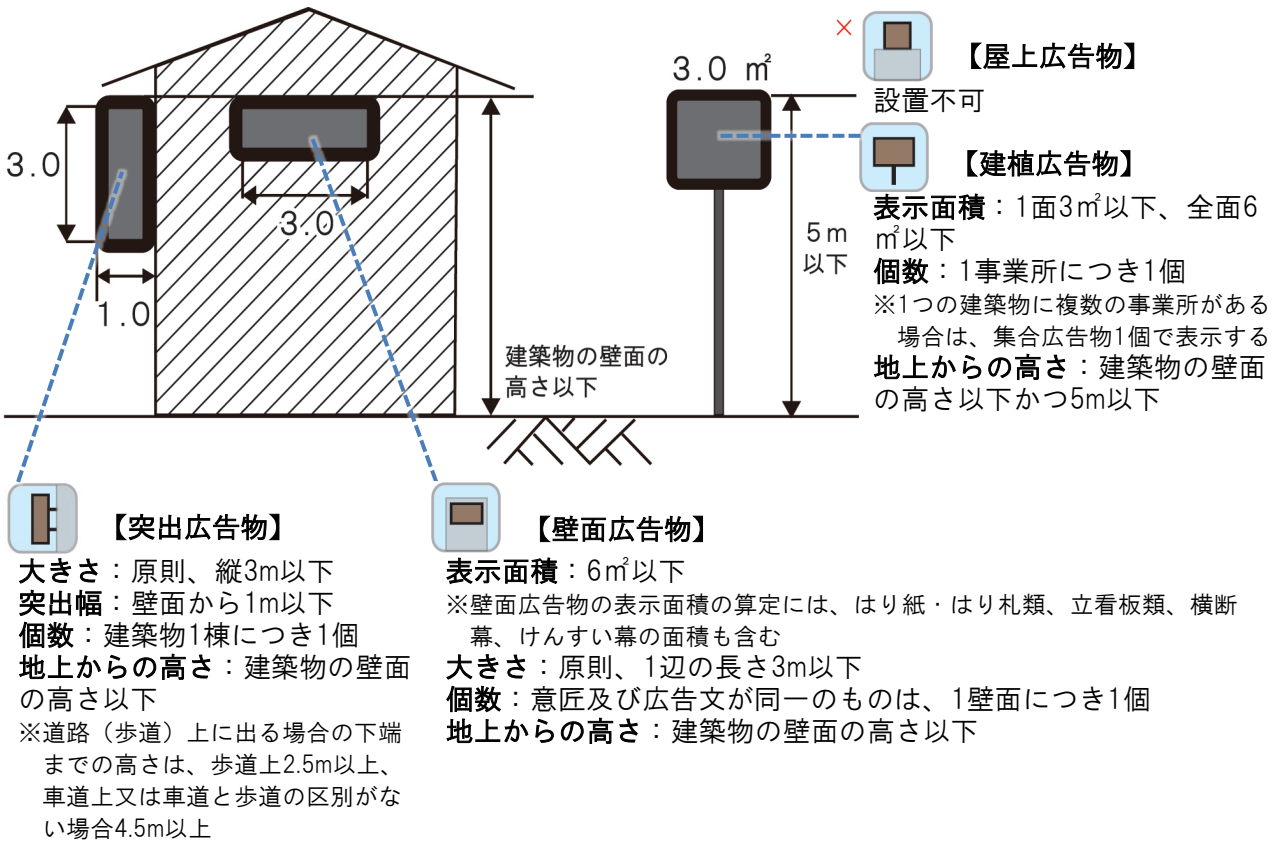
景観形成地区(今魚店金谷線沿線地区、維新の里地区、明木地区)
 指定道路・指定鉄道、東萩駅前広場、官公署・学校など、指定交差点 他
 第一種・第二種低層住居専用地域(堀内、平安古町、川島、椎原の一部 他)

地域別基準 ※一般広告物は表示不可

※指定道路・指定鉄道の展望地域(両側100m以内)及び指定交差点では、自家用広告物に限り、最も近接する許可地域の許可基準とする

1 建植広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物の基準

- 周辺景観と調和するものとし、奇抜なものは表示しない
- 屋上広告物は設置不可
- 形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く
- 設置可能な広告物 以下の個別基準を満たす突出広告物、壁面広告物、建植広告物のうち2種類以下
- 表示可能な合計面積 全ての広告物の表示面積の合計が12㎡以下



色彩



蛍光塗料、金銀色は使用禁止
【地色】 光沢のあるものは使用禁止
 赤色(R)、橙色(YR)、黄色(Y)、黄緑色(5未満GY)、桃色(RP)を使用する場合は、彩度4以下とする
【文字・数字・デザイン・線】 赤色(R)、橙色(YR)、黄色(Y)、黄緑色(5未満GY)、桃色(RP)を使用する場合は、個々の広告物の面積の3/10以下かつ彩度8以下とする

※以下の場合、彩度の規定は適用しない
 ・動物(人物を含む)、植物、風景等の自然に存在するものを写真でデザインする場合
 ・矢印、ロゴ、ピクトグラム、「祝」「注意」等の文字及びこれに類するもので、使用する面積が個々の広告物の面積の1/10以下の場合

照明



原則、間接照明とし、光源に色彩は付けない
 直接照明(内照式)を使用する場合は、ネオン、LED、点滅式照明、可動式照明(回転灯等)、可変表示式広告物(電光掲示板等)は使用禁止
 ※内照式の場合、白色のLEDは使用可

2 その他の形態の広告物の基準

- 表示面積の算出に関しては、はり紙・はり札、立看板類、横断幕、けんすい幕は、壁面広告の一種として取り扱い、これらを含めた全ての広告物の表示面積の合計が12㎡以下、かつ、これらと他の壁面広告物との表示面積の合計が6㎡以下となること
- 旗、のぼりは、設置可能な広告物と表示可能な合計面積の規定は適用しない

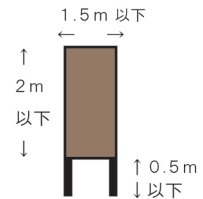
【はり紙・はり札】

- 表示面積 : 1枚あたり1㎡未満
- 個数 : 同一内容のものは1箇所（1壁面）につき2枚以下
- 地上からの高さ : 建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない



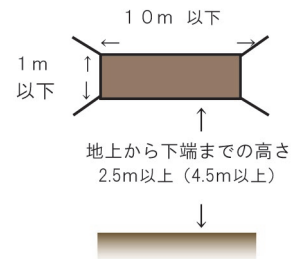
【立看板類】

- 大きさ : 縦2m以下、横1.5m以下、脚部の長さ0.5m以下
- 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
- ※定着物に3箇所以上しっかりと固定し、表示面を垂直に設置すること



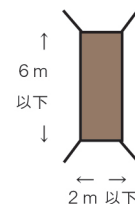
【横断幕】

- 大きさ : 縦1m以下、横10m以下
- 個数 : 建築物に取り付ける場合、1壁面につき1個まで
- 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準を適用する
- ※道路上に取り付ける場合、地上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別の無い道路上は4.5m以上とする
- ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



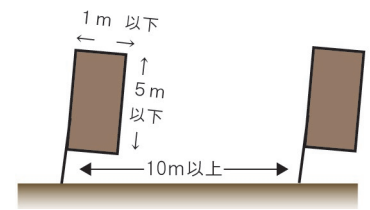
【けんすい幕】

- 大きさ : 縦6m以下、横2m以下
- 個数 : 建築物に取り付ける場合、1壁面につき1個まで
- 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準を適用する
- ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



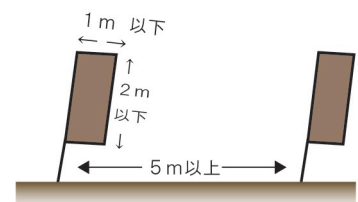
【旗】

- 大きさ : 縦5m以下、横1m以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に設置する場合、相互の間隔10m以上



【のぼり】

- 大きさ : 縦2m以下、横1m以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に4個以上設置する場合、相互の間隔5m以上



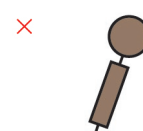
【アーチ広告類】

設置不可



【気球広告】

設置不可



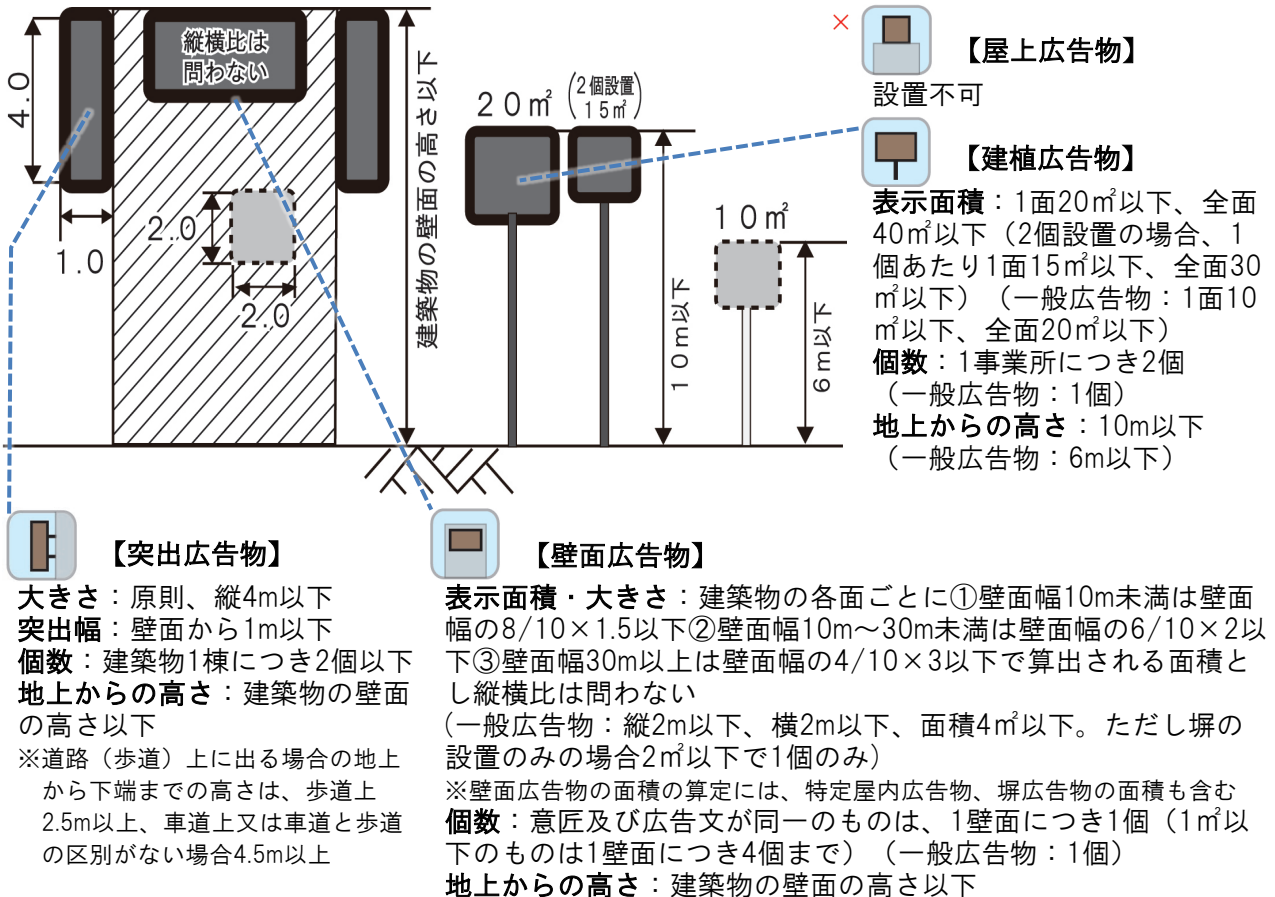
第1種許可地域【1許】

地域別基準

1 建植広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物の基準

※一般広告物について特別の定めのない場合、自家用広告物・一般広告物共通

- 屋上広告物は設置不可
- 形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く
- 設置可能な広告物 以下の個別基準を満たす突出広告物、壁面広告物、建植広告物



色彩



蛍光塗料、金銀色は使用禁止

【地色】光沢のあるものは使用禁止

赤色(R)、橙色(YR)、黄色(Y)、黄緑色(5未満GY)、桃色(RP)を使用する場合は、彩度4以下とする

【文字・数字・デザイン・線】赤色(R)、橙色(YR)、黄色(Y)、黄緑色(5未満GY)、桃色(RP)を使用する場合は、個々の広告物の面積の5/10以下かつ彩度10以下とする

※以下の場合、彩度の規定は適用しない

- ・動物(人物を含む)、植物、風景等の自然に存在するものを写真でデザインする場合
- ・矢印、ロゴ、ピクトグラム、「祝」「注意」等の文字及びこれに類するもので、使用する面積が個々の広告物の面積の1.5/10以下の場合

照明



原則、光源に色彩は付けない

直接照明(内照式)を使用する場合、白色のみ可

ネオン、LED等は必要最小限の大きさ、量とし、点滅しないものとする

可変表示式広告物(電光掲示板等)、可動式照明(回転灯等)は自家用広告物のみ可
 点滅式照明は使用禁止

2 その他の形態の広告物の基準

※自家用広告物・一般広告物共通

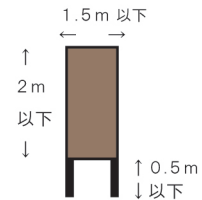
【はり紙・はり札】

- 表示面積 : 1枚あたり1㎡未満
 個数 : 同一内容のものは1箇所（1壁面）につき4枚以下
 地上からの高さ : 建築物の壁面の高さ以下
 色彩 : 地域別基準は適用しない



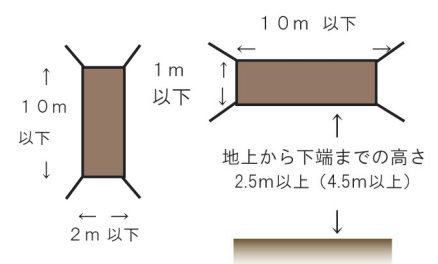
【立看板類】

- 大きさ : 縦2m以下、横1.5m以下、脚部の長さ0.5m以下
 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
 ※定着物に3箇所以上しっかりと固定し、表示面を垂直に設置すること



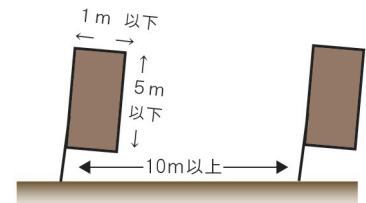
【横断幕】 【けんすい幕】

- 大きさ : 横断幕…縦1m以下、横10m以下
 : けんすい幕…縦10m以下、横2m以下
 個数 : 横断幕とけんすい幕、合計で4個以下
 （ただし、意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個まで）
 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
 色彩 : 地域別基準を適用する
 ※道路に取り付ける場合、地上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別のない道路上は4.5m以上とする
 ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



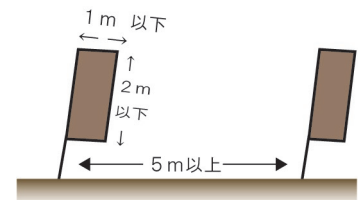
【旗】

- 大きさ : 縦5m以下、横1m以下
 色彩 : 地域別基準は適用しない
 ※道路沿線（路肩から5m以内）に設置する場合、相互の間隔10m以上



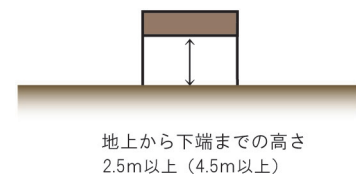
【のぼり】

- 大きさ : 縦2m以下、横1m以下
 色彩 : 地域別基準は適用しない
 ※道路沿線（路肩から5m以内）に4個以上設置する場合、相互の間隔5m以上



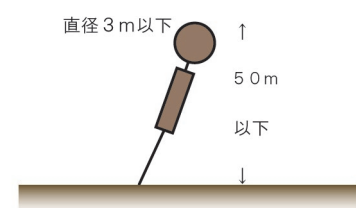
【アーチ広告類】

- 表示面積 : 10㎡以下
 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
 ※文字等は骨組からはみださないようにすること
 ※道路に取り付ける場合、地上から下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別のない道路上は4.5m以上とする



【気球広告】

- 大きさ : 気球の直径3m以下（※球形とし、気球には文字等の表示をしない）
 個数 : 1事業所につき2個以下
 地上からの高さ : 50m以下
 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
 ※水素ガス等を充填するものは、萩市火災予防条例第24条に規定する基準に適合すること



第2種許可地域【2許】

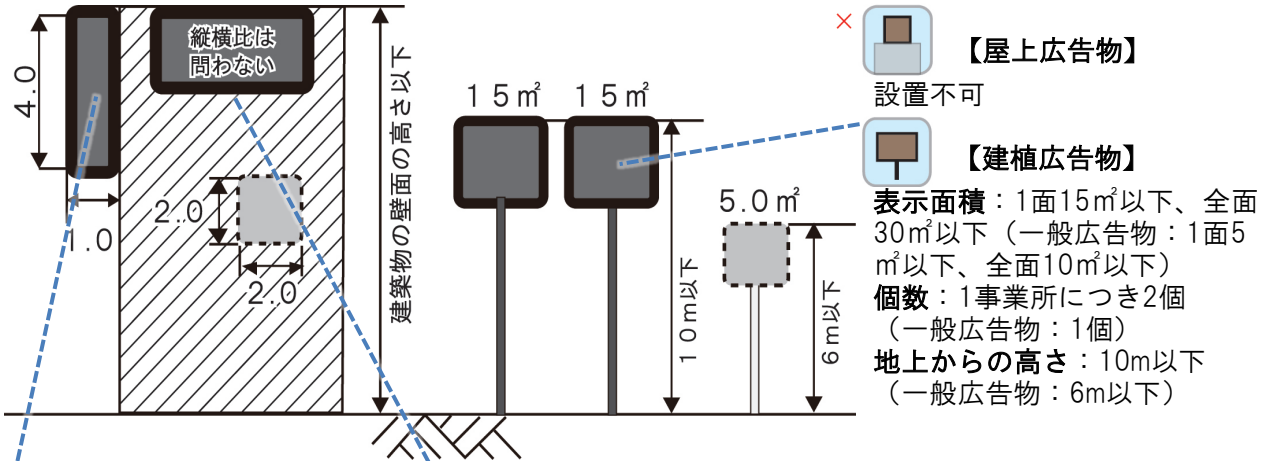
一般景観計画区域のうち川内地区（江向、平安古町、土原の一部 他）
 一般景観計画区域のうち川外都市計画区域A地区、同B地区（2～4禁、1許を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域）

地域別基準

1 建植広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物の基準

※一般広告物について特別の定めのない場合、自家用広告物・一般広告物共通

- 屋上広告物は設置不可
- 形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く
- 設置可能な広告物 以下の個別基準を満たす突出広告物、壁面広告物、建植広告物



【突出広告物】
 大きさ：原則、縦4m以下
 突出幅：壁面から1m以下
 個数：建築物1棟につき1個
 地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下
 ※道路（歩道）上に出る場合の地上から下端までの高さは、歩道上2.5m以上、車道上又は車道と歩道の区別がない場合4.5m以上

【壁面広告物】
 表示面積・大きさ：建築物の各面ごとに①壁面幅10m未満は壁面幅の8/10×1.5以下②壁面幅10m～30m未満は壁面幅の6/10×2以下③壁面幅30m以上は壁面幅の4/10×3以下で算出される面積とし縦横比は問わない。（一般広告物：縦2m以下、横2m以下、面積4㎡以下。ただし塀の設置のみの場合2㎡以下で1個のみ）
 ※壁面広告物の面積の算定には、特定屋内広告物、塀広告物の面積も含む
 個数：意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個（1㎡以下のものは、1壁面につき4個まで）（一般広告物：1個）
 地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下

色彩



蛍光塗料、金銀色は使用禁止
【地色】 光沢のあるものは使用禁止
 赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）を使用する場合は、彩度4以下とする
【文字・数字・デザイン・線】 赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）を使用する場合は、個々の広告物の面積の3/10以下かつ彩度10以下とする

※以下の場合、彩度の規定は適用しない
 ・動物（人物を含む）、植物、風景等の自然に存在するものを写真でデザインする場合
 ・矢印、ロゴ、ピクトグラム、「祝」「注意」等の文字及びこれに類するもので、使用する面積が個々の広告物の面積の1/10以下の場合

照明



原則、光源に色彩は付けない
 直接照明（内照式）を使用する場合、白色のみ可
 ネオン、LED等は必要最小限の大きさ、量とし、点滅しないものとする
 可変表示式広告物（電光掲示板等）は自家用広告物のみ可
 点滅式照明、可動式照明（回転灯等）は使用禁止

2

その他の形態の広告物の基準

※自家用広告物・一般広告物共通

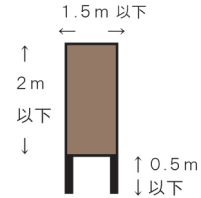
【はり紙・はり札】

- 表示面積 : 1枚あたり1㎡未満
 個数 : 同一内容のものは1箇所（1壁面）につき4枚以下
 地上からの高さ : 建築物の壁面の高さ以下
 色彩 : 地域別基準は適用しない



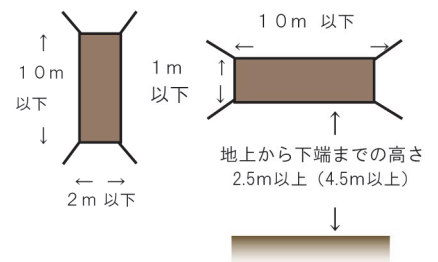
【立看板類】

- 大きさ : 縦2m以下、横1.5m以下、脚部の長さ0.5m以下
 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
 ※定着物に3箇所以上しっかりと固定し、表示面を垂直に設置すること



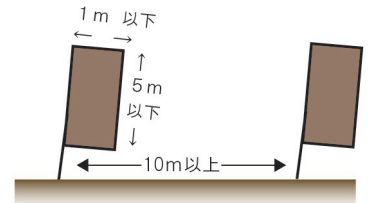
【横断幕】 【けんすい幕】

- 大きさ : 横断幕…縦1m以下、横10m以下
 : けんすい幕…縦10m以下、横2m以下
 個数 : 横断幕とけんすい幕、合計で2個以下
 （ただし、意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個まで）
 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
 色彩 : 地域別基準を適用する
 ※道路に取り付ける場合、地上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別の無い道路上は4.5m以上とする
 ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



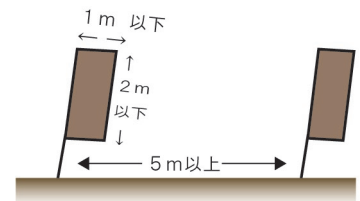
【旗】

- 大きさ : 縦5m以下、横1m以下
 色彩 : 地域別基準は適用しない
 ※道路沿線（路肩から5m以内）に設置する場合、相互の間隔10m以上



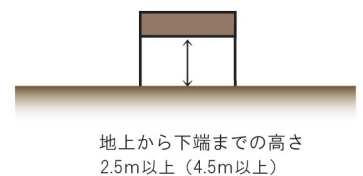
【のぼり】

- 大きさ : 縦2m以下、横1m以下
 色彩 : 地域別基準は適用しない
 ※道路沿線（路肩から5m以内）に4個以上設置する場合、相互の間隔5m以上



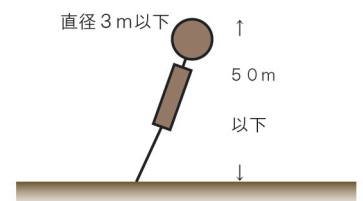
【アーチ広告類】

- 表示面積 : 10㎡以下
 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
 ※文字等は骨組からはみださないようにすること
 ※道路に取り付ける場合、地上から下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別の無い道路上は4.5m以上とする



【気球広告】

- 大きさ : 気球の直径3m以下（※球形とし、気球には文字等の表示をしない）
 個数 : 1事業所につき2個以下
 地上からの高さ : 50m以下
 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
 ※水素ガス等を充填するものは、萩市火災予防条例第24条に規定する基準に適合すること



第3種許可地域【3許】

一般景観計画区域のうち市街地周辺地区
(2~4禁、1許、2許を除く川外の都市計画区域及び都市計画区域外)

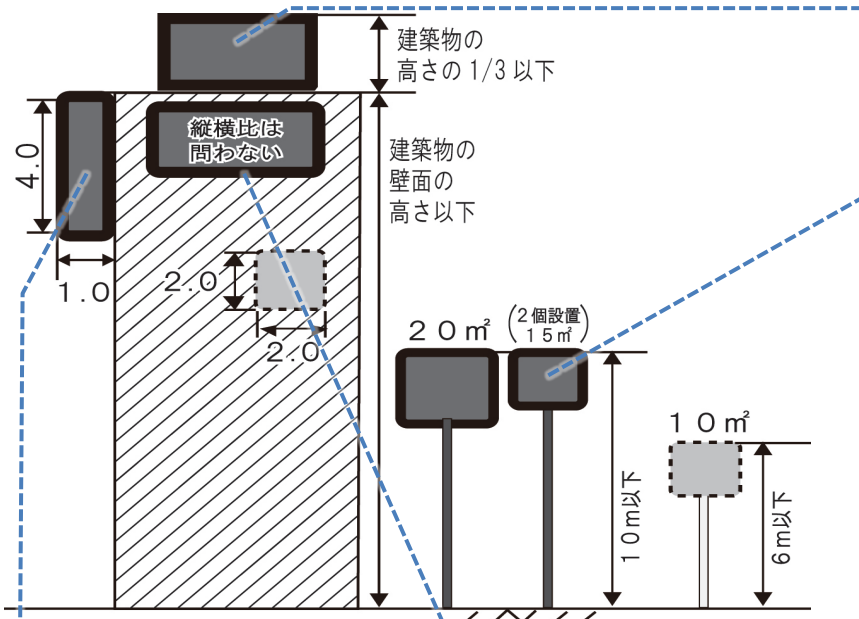
地域別基準

1 建植広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物の基準

※一般広告物について特別の定めのない場合、自家用広告物・一般広告物共通

□形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く

□設置可能な広告物 以下の個別基準を満たす突出広告物、壁面広告物、建植広告物、屋上広告物



【屋上広告物】
大きさ：建築物の高さの1/3以下
(一般広告物：設置不可)

【建植広告物】
表示面積：1面20㎡以下、全面40㎡以下(2個設置の場合、1個あたり1面15㎡以下、全面30㎡以下)
(一般広告物：1面10㎡以下、全面20㎡以下)
個数：1事業所につき2個
(一般広告物：1個)
地上からの高さ：10m以下
(一般広告物：6m以下)

【突出広告物】
大きさ：原則、縦4m以下
突出幅：壁面から1m以下
個数：建築物1棟につき1個
地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下
※道路(歩道)上に出る場合の地上から下端までの高さは、歩道上2.5m以上、車道上又は車道と歩道の区別がない場合4.5m以上

【壁面広告物】
表示面積・大きさ：建築物の各面ごとに①壁面幅10m未満は壁面幅の8/10×1.5以下②壁面幅10m~30m未満は壁面幅の6/10×2以下③壁面幅30m以上は壁面幅の4/10×3以下で算出される面積とし縦横比は問わない。(一般広告物：縦2m以下、横2m以下、面積4㎡以下。ただし塀の設置のみの場合2㎡以下で1個のみ)
※壁面広告物の面積の算定には、特定屋内広告物、塀広告物の面積も含む
個数：意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個(1㎡以下のものは、1壁面につき4個まで)(一般広告物：1個)
地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下

色彩 蛍光塗料、金銀色は使用禁止
【地色】光沢のあるものは使用禁止
赤色(R)、橙色(YR)、黄色(Y)、黄緑色(5未満GY)、桃色(RP)を使用する場合は、彩度4以下とする
【文字・数字・デザイン・線】赤色(R)、橙色(YR)、黄色(Y)、黄緑色(5未満GY)、桃色(RP)を使用する場合、個々の広告物の面積の5/10以下かつ彩度10以下とする

※以下の場合、彩度の規定は適用しない
・動物(人物を含む)、植物、風景等の自然に存在するものを写真でデザインする場合
・矢印、ロゴ、ピクトグラム、「祝」「注意」等の文字及びこれに類するもので、使用する面積が個々の広告物の面積の1.5/10以下の場合

照明 原則、光源に色彩は付けない
直接照明(内照式)を使用する場合、白色のみ可
ネオン、LED等は必要最小限の大きさ、量とし、点滅しないものとする
可変表示式広告物(電光掲示板等)、可動式照明(回転灯等)は自家用広告物のみ可
点滅式照明は使用禁止

2 その他の形態の広告物の基準

※自家用広告物・一般広告物共通

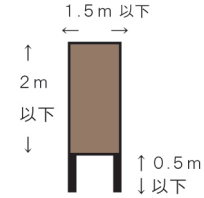
【はり紙・はり札】

- 表示面積 : 1枚あたり1㎡未満
- 個数 : 同一内容のものは1箇所（1壁面）につき4枚以下
- 地上からの高さ : 建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない



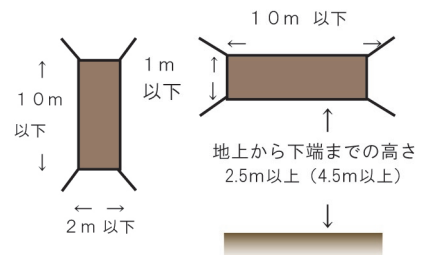
【立看板類】

- 大きさ : 縦2m以下、横1.5m以下、脚部の長さ0.5m以下
- 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
- ※定着物に3箇所以上しっかりと固定し、表示面を垂直に設置すること



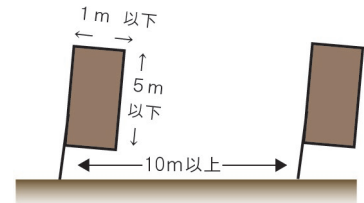
【横断幕】 【けんすい幕】

- 大きさ : 横断幕…縦1m以下、横10m以下
けんすい幕…縦10m以下、横2m以下
- 個数 : 横断幕とけんすい幕、合計で4個以下
(ただし、意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個まで)
- 地上からの高さ : 建築物に取り付ける場合、建築物の壁面の高さ以下
- 色彩 : 地域別基準を適用する
- ※道路に取り付ける場合、地上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別の無い道路上は4.5m以上とする
- ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける



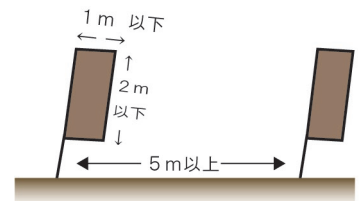
【旗】

- 大きさ : 縦5m以下、横1m以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に設置する場合、相互の間隔10m以上



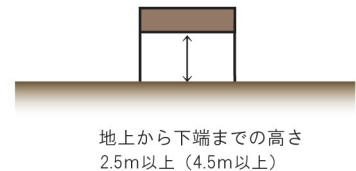
【のぼり】

- 大きさ : 縦2m以下、横1m以下
- 色彩 : 地域別基準は適用しない
- ※道路沿線（路肩から5m以内）に4個以上設置する場合、相互の間隔5m以上



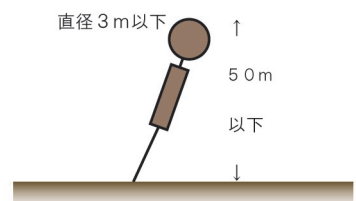
【アーチ広告類】

- 表示面積 : 10㎡以下
- 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
- ※文字等は骨組からはみださないようにすること
- ※道路に取り付ける場合、地上から下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び車道と歩道の区別の無い道路上は4.5m以上とする



【気球広告】

- 大きさ : 気球の直径3m以下（※球形とし、気球には文字等の表示をしない）
- 個数 : 1事業所につき2個以下
- 地上からの高さ : 50m以下
- 色彩・照明 : 共通基準・地域別基準を適用する
- ※水素ガス等を充填するものは、萩市火災予防条例第24条に規定する基準に適合すること



10

適用除外

社会生活上必要な広告物には、禁止や許可申請の適用が除外されます

社会生活上必要な広告物については、下記のとおり、禁止地域、禁止物件、許可基準、許可申請の規制の適用が除外されます。

○…表示できる、×…表示できない

| 広告物の種類 | 禁止地域への表示 | 禁止物件への表示 | 許可基準への適合 | 許可申請 |
|---|---------------|----------|------------------|------|
| ①法令の規定により表示する屋外広告物等 | ○ | ○ | 不要 | 不要 |
| ②国又は地方公共団体が公共的目的で表示する屋外広告物等 | ○ | ○ | 要 ▼参照29ページ | 不要 |
| ③公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立て札等、またこれらの掲出物件 | ○ | ○ | 不要 | 不要 |
| ④国及び地方公共団体以外の者が公共的目的で表示する屋外広告物等（町内会の掲示物、マナー啓発用看板など） | ○ | ○ | 要 ▼参照29ページ | 不要 |
| ⑤公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する屋外広告物、掲出物件（公園のベンチに寄贈者名を表示など） | ○ | ○ | 要 ▼参照29ページ | 不要 |
| ⑥自己の管理する土地、建物などに表示する管理上必要な屋外広告物等（「〇〇不動産管理地」、「危険立ち入り禁止」など） | ○ | ○ | 要 ▼参照29ページ | 不要 |
| ⑦自家用広告物 | ○ | × | 要 ▼各地域別基準 | 要 |
| ⑧自家用広告物のうち小規模で色彩が派手でない等のもの | ○ | × | 要 ▼参照30~31ページ | 不要 |
| ⑨講演会、展覧会等のためその会場の敷地内に表示する屋外広告物等（市民館の催しのけんすい幕など） | ○ | × | 不要 | 不要 |
| ⑩冠婚葬祭やイベント等のため一時的（1ヶ月以内）に表示する屋外広告物等 | ○ | × | 不要 ▼参照29ページ | 不要 |
| ⑪人、動物、車両、船舶に表示する屋外広告物等 | ○ | - | 不要 | 不要 |
| ⑫工事現場の板塀、板囲いなどに表示する屋外広告物等 | ○ | × | 要 ▼参照29ページ | 不要 |
| ⑬案内、誘導のための屋外広告物等（「〇〇病院右折後100m」など） | ○ ※一部の地区のみ | × | 要 ▼参照32~33ページ | 要 |
| ⑭電柱や街灯柱等の突出広告、巻き付け広告、直塗広告 | ○ ※一部の地区のみ | × | 要 ▼参照34ページ | 要 |

■適用除外となる基準

《共通事項》

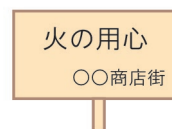
- 28ページの①③⑨⑩⑪を除き、次に示すそれぞれの基準と12ページの共通基準に適合すること
- はり紙・はり札、旗、のぼりは、色彩に関して、共通基準と下記の個別基準を適用しない
- 第1種禁止地域においては、伝統的建造物群保存地区では各保存計画の基準に従うものとし、伝統的建造物群保存地区以外の地域では文化財保護法及び文化庁による基準に従うものとする
- 色彩は、蛍光塗料・金銀色は使用禁止とする

【公共広告物】（28ページ②）

- 色彩：【地色】赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）を使用する場合は、彩度4以下とし、光沢のないものとする。
- 【文字等】文字、数字、デザイン、線については、赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）を使用する場合は、個々の広告物の面積の3/10以下とし、彩度8以下とする。

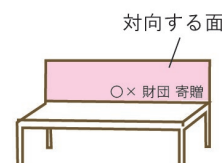
【準公共広告物】（28ページ④）

- 個数：同一内容につき1個
- 表示面積：5㎡以下 ※広告主名、スポンサー名等の表示面積はその面積の1/5以下
- 色彩：【地色】赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）を使用する場合は、彩度4以下とし、光沢のないものとする。
- 【文字等】文字、数字、デザイン、線については、赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）を使用する場合は、個々の広告物の面積の3/10以下とし、彩度8以下とする。



【公益上必要な施設又は物件等に寄贈者名等を表示する広告物】（28ページ⑤）

- 個数：1施設、1物件につき、原則1個
- 表示面積：対向する面積の1/5以下、かつ0.5㎡以下
- 対象物：国旗掲揚塔、時計塔、噴水施設、交通信号機、公園のベンチ、街灯柱等



【管理広告物】（28ページ⑥）

- 個数：原則1個
- 表示面積：1.5㎡以下
- 規格：形態は四角形とする。建植広告物とする場合、上端の地上高1.5m以下。
- 色彩：【地色】赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）を使用する場合は、彩度4以下とし、光沢のないものとする。
- 【文字等】文字、数字、デザイン、線については、赤色（R）、橙色（YR）、黄色（Y）、黄緑色（5未満GY）、桃色（RP）を使用する場合は、個々の広告物の面積の3/10以下とし、彩度8以下とする。



【一時的に表示する広告物】（28ページ⑩）

- 表示し、設置する期間は1ヶ月以内とする。
- （それを超えて掲出する場合は、自家用広告物もしくは一般広告物として許可申請を行うこと。）
- 表示する年月日と、表示者（もしくは設置者、管理者）の住所、氏名を明示すること。

【工事現場の板掘等に表示する広告物】（28ページ⑫）

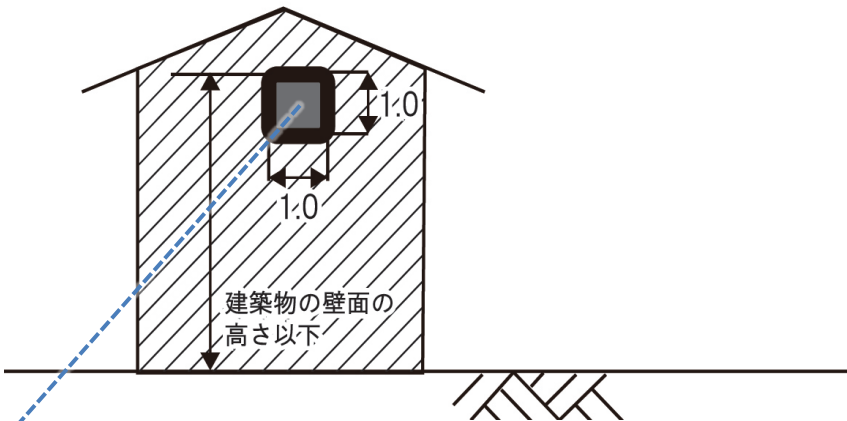
- 冒頭の共通事項のみ（※共通基準に従うこと、第1種禁止地域は伝建地区保存計画等に従うこと）
- 色彩：【地色】白色、ねずみ色（色相N5.5～N9.5）、黒色、アイボリー（色相2.5Y、明度8.5、彩度1.5）、淡いクリーム色（色相5Y、明度8.5～9、彩度1）、ベージュ（色相5YR、明度9、彩度2）、白茶色（色相5YR、明度8、彩度2）、こげ茶色（色相5YR、明度3、彩度2）、又は、これらの同系色（色相5YR、明度7以上、彩度2以下）とし、光沢のないものであること。

■適用除外となる基準

【許可申請不要な自家用広告物】（28ページ⑧）

【1禁】、【2禁】

- 歴史的風致と調和し、奇抜なものは掲出しない
- 形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く
- 許可不要で設置可能な広告物 壁面広告物、はり紙・はり札類、立看板類のうち2種類以下（その他の建植広告物、突出広告物、屋上広告物、横断幕、けんすい幕、旗、のぼりなどの広告物は不可）



-  **【建植広告物】**
×設置不可
-  **【突出広告物】**
×設置不可
-  **【屋上広告物】**
×設置不可



【壁面広告物】

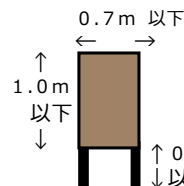
- 表示面積：1㎡以下
- 大きさ：原則、縦1m以下、横1m以下
- 地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下
- 個数：意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個



【はり紙・はり札類】

- 表示面積：1枚あたり1㎡未満
- 地上からの高さ：建築物の高さ以下
- 個数：【1禁】1事業所につき1枚
【2禁】同一内容のものは、1箇所（1壁面）につき1枚
- 色彩：地域別基準を適用しない

許可不要で表示可能な壁面
広告物の合計面積
【1禁】2㎡以下又は1.7㎡以下
【2禁】2㎡以下
※壁面広告物の表示面積の算定には、はり紙・はり札類、立看板類の面積も含む



【立看板類】

- 表示面積：0.7㎡以下
- 大きさ：縦1m以下、横0.7m以下、脚部の長さは0.5m以下
- 個数：【1禁】1事業所につき1個
- ※定着物に3箇所以上しっかりと固定し表示面を垂直に設置すること

色彩 当該禁止地域の基準 ▼参照【1禁】 【2禁】 14~17ページ



照明



- 間接照明とし、光源に色彩は付けない
- 直接照明（内照式）は使用禁止
- ネオン、点滅式照明、可動式照明（回転灯等）、可変表示式広告物（電光掲示板等）

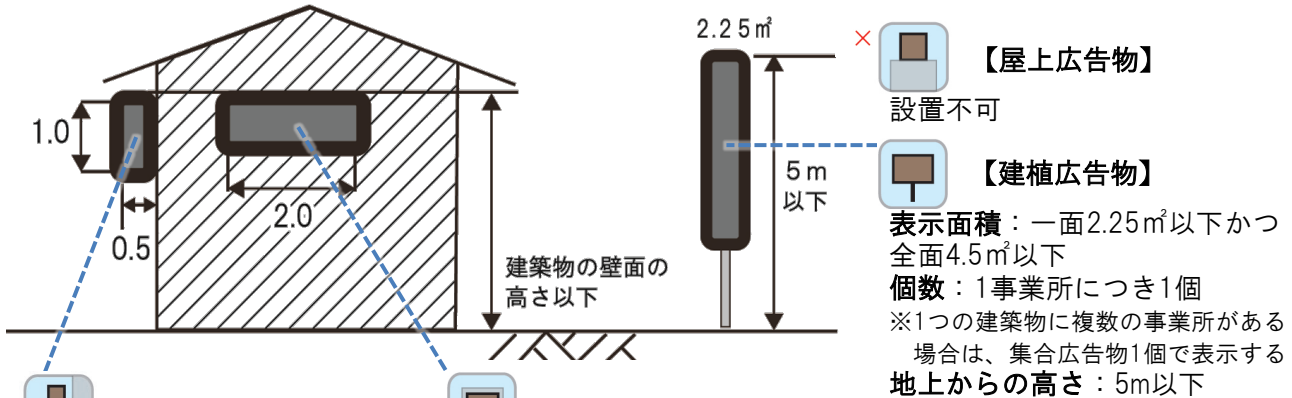
伝統的建造物群保存地区においては、各保存地区の保存計画の基準に従うこと
伝統的建造物群保存地区以外の地域においては、文化財保護法及び文化庁による基準に従うこと

■適用除外となる基準

【許可申請不要な自家用広告物】（28ページ⑧）

【3禁】、【4禁】、全ての許可地域

- 周辺景観と調和し、奇抜なものは掲出しない
- 形態はいずれも四角形のこと ※箱文字使用の場合を除く
- 許可不要で設置可能な広告物 建植広告物、壁面広告物、突出広告物、はり紙・はり札類、立看板類、広告幕類のうち2種類以下



【突出広告物】
 表示面積：一面0.5㎡以下、全面1㎡以下
 突出幅：0.5m以下
 大きさ：原則、縦1m以下
 個数：建築物1棟につき1個
 地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下
 ※道路（歩道）上に出る場合の地上から下端までの高さは、歩道上2.5m以上、車道上又は車道と歩道の区別がない場合4.5m以上

【壁面広告物】
 表示面積：4㎡以下
 大きさ：1辺の長さ2m以下
 個数：意匠及び広告文が同一のものは、1壁面につき1個
 地上からの高さ：建築物の壁面の高さ以下

【屋上広告物】
 設置不可

【建植広告物】
 表示面積：一面2.25㎡以下かつ全面4.5㎡以下
 個数：1事業所につき1個
 ※1つの建築物に複数の事業所がある場合は、集合広告物1個で表示する
 地上からの高さ：5m以下

許可不要で表示可能な壁面広告物の合計面積…4㎡以下
 ※壁面広告物の表示面積の算定には、はり紙・はり札類、立看板類、横断幕・けんすい幕の面積も含む。

【旗・のぼり】
 大きさ：旗…縦5m以下、横1m以下
 ：のぼり…縦2m以下、横1m以下
 個数：【4禁】1個
 【3禁】【許可】2個以下
 色彩：地域別基準を適用しない
 ※設置可能な個数の規定は適用しない
 ※旗を道路沿線（路肩から5m以内）に設置する場合、相互の間隔が10m以上

【はり紙・はり札類】
 表示面積：1枚あたり1㎡未満
 地上からの高さ：建築物の高さ以下
 数量：同一内容のものは、1箇所（1壁面）につき2枚以下
 色彩：地域別基準を適用しない

【立看板類】
 大きさ：縦1.5m以下、横1m以下、脚部の長さ0.5m以下
 ※定着物に3箇所以上しっかり固定し表示面を垂直に設置すること

【横断幕・けんすい幕】
 大きさ：横断幕…縦1m以下、横5m以下
 ：けんすい幕…縦5m以下、横2m以下
 個数：1壁面につきそれぞれ1個
 地上からの高さ：建築物の高さ以下
 ※道路上に取り付ける場合、地上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5m、車道及び車道と歩道の区別の無い道路上は4.5m以上とする
 ※風圧に耐えられるような適当な太さのロープを入れ、幕に空気抜きのための適当な穴を設ける

色彩 当該禁止地域、許可地域の基準 ▼参照18~27ページ



照明 原則、間接照明とし、光源に色彩は付けない
 直接照明（内照式）を使用する場合、ネオン・LEDは、禁止地域では使用禁止、許可地域では必要最小限の大きさ、量とし、白色で点滅しないものとする
 ※内照式の場合、白色のLEDは使用可
 点滅式照明、可動式照明（回転灯等）、可変表示式広告物（電光掲示板等）は使用禁止

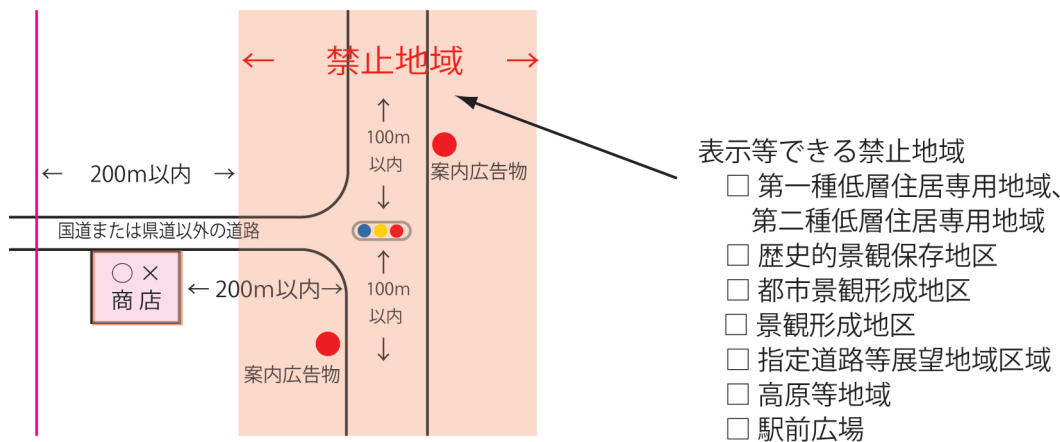
■適用除外となる基準

【禁止地域で市長の許可を得ることで表示可能となる案内広告物】（28ページ③）

禁止地域であっても、次に指定する地域に存在する店舗や作業所等の案内誘導を目的に表示する広告物については、一定の場所において案内広告物を表示等することができます。
案内広告物は一般広告物となるため、許可申請が必要です。

■案内誘導の目標となる店舗等の位置

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
- 伝統的建造物群保存地区
- 重点景観計画区域
- 指定道路、指定鉄道の区間 ▼参照8ページ
- 指定道路、指定鉄道から展望できる地域 ▼参照8ページ
- 漁港、港湾、駅前広場又はこれらの付近で市長の指定する地域



例) 指定道路等展望地域に設置する場合(都市計画区域内)

自己の店舗等が、上記の禁止地域にあるか、又は禁止地域から都市計画区域内においては200m以内に、都市計画区域外においては5km以内の場所にあり、かつ、道路法に規定する一般国道又は県道に接していない場合に、案内広告物を表示等できます。

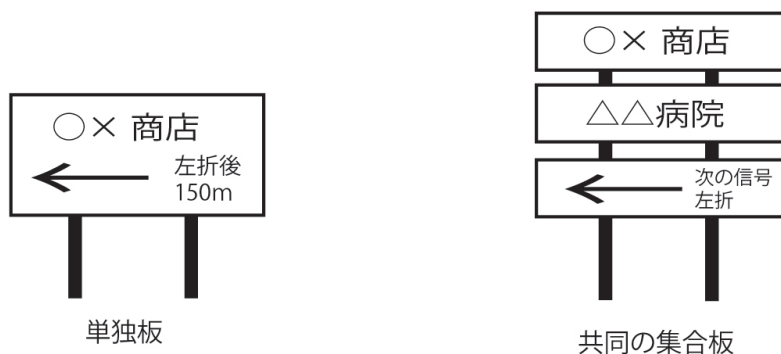
■案内広告物を表示等できる場所・許可基準

- ① 第一種低層住居専用地域において、自己の店舗等から200m以内の主要な交差点の周囲で、その交差点から100m以内の場所
- ② 歴史的景観保存地区において、自己の店舗等（医療法（昭和23年法律第205号）第1章に規定する病院、診療所、調剤を実施する薬局及び助産所に限る。）から200m以内の主要な交差点の周囲で、その交差点から100m以内の場所
- ③ 都市景観形成地区において、自己の店舗等（医療法（昭和23年法律第205号）第1章に規定する病院、診療所、調剤を実施する薬局及び助産所に限る。）から200m以内の主要な交差点の周囲で、その交差点から100m以内の場所
- ④ 景観形成地区において、自己の店舗等から200m以内の主要な交差点の周囲で、その交差点から100m以内の場所
- ⑤ 指定道路、指定鉄道から展望できる地域において、都市計画区域内では、自己の店舗等から200m以内の主要な交差点の周囲で、その交差点から100m以内の場所、都市計画区域外では、自己の店舗等から5km以内の主要な交差点の周囲で、その交差点から300m以内の場所
- ⑥ 市長が指定する高原等地域において、自己の事業所等から都市計画区域内では200m以内の、都市計画区域外では5km以内の主要な交差点の周囲で、その交差点から100m以内の場所
- ⑦ 市長が指定する駅前広場（東萩駅前広場）において、自己の店舗等から200m以内の駅前広場の敷地

| 設置場所 | 個数 | 面積（単独） | 面積（共同） | 地上高、横幅 |
|--------------------|-------|--------------------|----------------------|-----------------------|
| ① （第一種低層住居専用地域） | 2箇所以下 | 1面：1㎡以下 全面：2㎡以下 | 1面：1.5㎡以下 全面：3㎡以下 | 地上高：2m以下 横幅：1.5m以下 |
| ② （歴史的景観保存地区） | 1箇所 | 1面：1㎡以下 全面：2㎡以下 | 1面：1.5㎡以下 全面：3㎡以下 | 地上高：2m以下 横幅：1.5m以下 |
| ③ （都市景観形成地区） | 2箇所以下 | 1面：1㎡以下 全面：2㎡以下 | 1面：1.5㎡以下 全面：3㎡以下 | 地上高：2m以下 横幅：1.5m以下 |
| ④ （景観形成地区） | 1箇所 | 1面：1㎡以下 全面：2㎡以下 | 1面：1.5㎡以下 全面：3㎡以下 | 地上高：2m以下 横幅：1.5m以下 |
| ⑤ （禁止道路等展望地域） | 2箇所以下 | 表示は1面とし、 2㎡以下 | 表示は1面とし、 3㎡以下 | 地上高：3m以下 横幅：2m以下 |
| ⑥ （高原等地域） | 2箇所以下 | 1面：1㎡以下 全面：2㎡以下 | 1面：1.5㎡以下 全面：3㎡以下 | 地上高：2m以下 横幅：1.5m以下 |
| ⑦ （駅前広場） | 1箇所 | 1面：1㎡以下 全面：2㎡以下 | 1面：1.5㎡以下 全面：3㎡以下 | 地上高：2m以下 横幅：1.5m以下 |

※2つ以上の事業所が同じ場所に設置する場合は、共同の集合板とすること

表示内容 自己の店舗等の名称、距離、方向を示す矢印等の線とする※イラスト等不可
形態 四角形とする
色彩 地色は白色で光沢のないもの
文字、数字、線等は、黒色又はこげ茶色（色相5YR、明度3、彩度2）、又はこれらの同系色（色相5YR、明度7以上、彩度2以下）とする
蛍光塗料は使用禁止
照明 白熱球等による間接照明とし、光源に色彩は付けないものとする



■適用除外となる基準

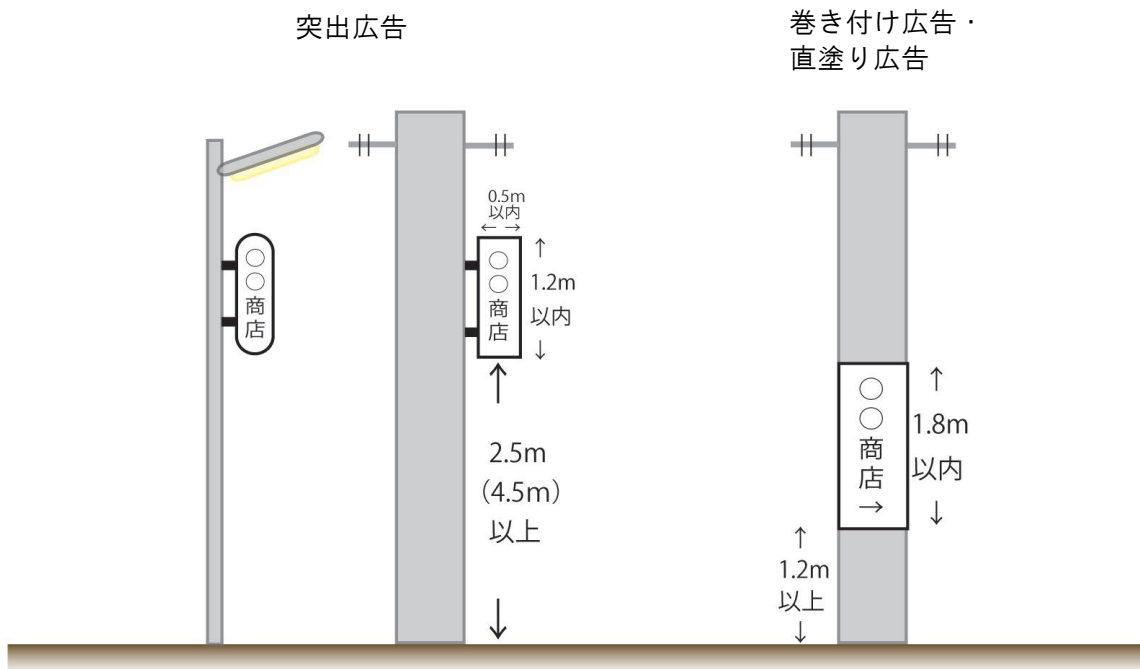
【禁止地域で市長の許可を得ることで表示可能となる電柱等の巻き付け広告等】（28ページ⑭）

禁止地域のうち、次に指定する地域や場所に設置されている電柱や街灯柱、その他これらに類するものには、下記の基準に適合し、市長の許可を得れば、電柱等の巻き付け広告等（一般広告物）を表示等することができます。

- 第4種禁止地域のうち、指定道路・指定鉄道とその沿線地域で交差点から30m以内を除く地域
 - 第4種禁止地域のうち、東萩駅前広場
 - 第4種禁止地域のうち、第一種低層住居専用地域で景観重要道路の交差点30m以内を除く地域
- ※上記以外の禁止地域においては、電柱等の巻き付け広告等を表示等することができません。

■許可基準

- 個数：電柱又は街灯柱1本につき、突出広告1個、巻き付け広告、直塗り広告のいずれか1個
- 規格：○突出広告
 大きさ：縦1.2m以下、横0.5m以下とする
 地上から下端までの高さ：歩道上は2.5m、車道及び歩道と車道の区別のない道路上4.5m以上
 取り付けの方向：道路の中心線に対し反対方向、かつ、中心線に直角に向ける
- 巻き付け広告、直塗り広告
 長さ：1.8m以下
 地上から下端までの高さ：1.2m以上
- 形態：四角形又は楕円形とする
- 色彩：当該禁止地域の基準による
- 照明：当該禁止地域の基準による
- その他：支柱及びこれに類するものには表示等しない



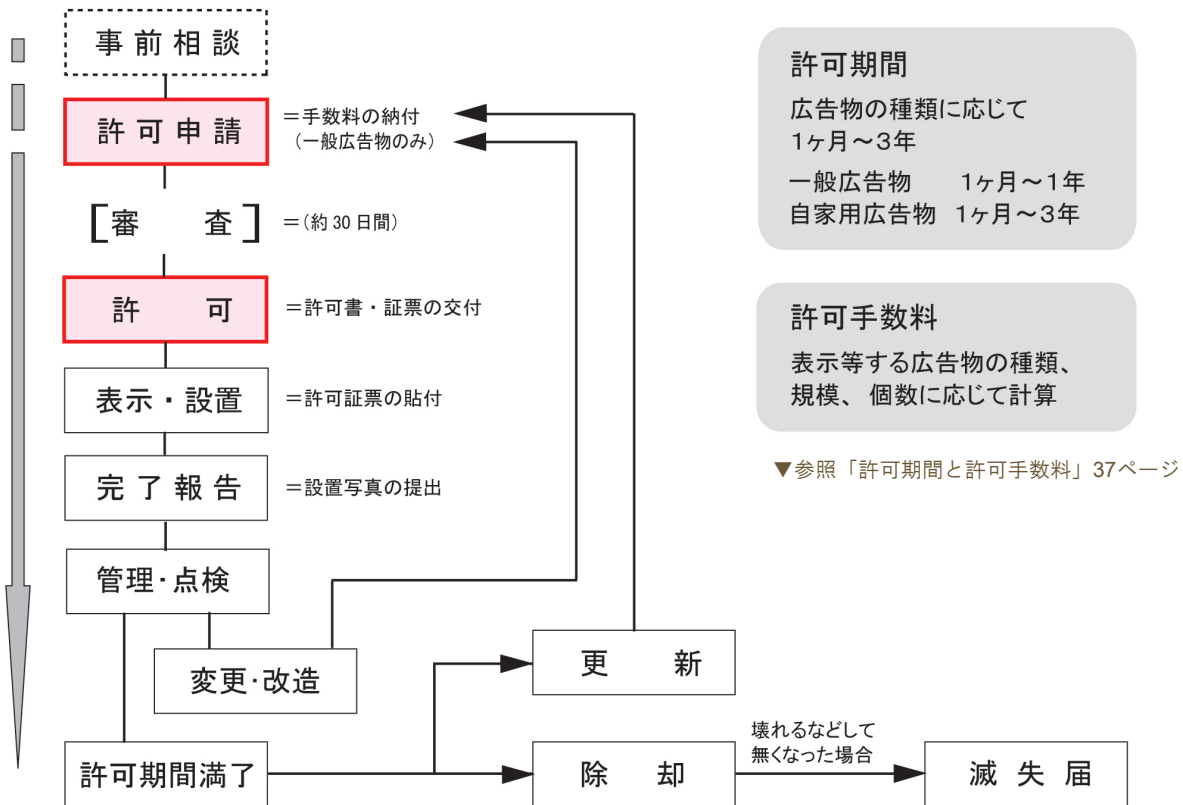
□許可地域での電柱等の巻き付け広告の表示について

許可地域においても、上記の適用除外となる基準に適合し、市長の許可を得れば、電柱等の巻き付け広告等（一般広告物）を表示等することができます。この場合、色彩と照明については、共通基準と当該許可地域の許可基準を適用します。

11

許可申請の流れ

小規模な自家用広告物などの適用除外を除き、事前に許可申請が必要です



【許可期間の途中で変更・改造する場合】

屋外広告物等の表示内容を変更したり、掲出物件を改造したりする場合は、事前に許可申請が必要です。ただし、1表示面の1/2未満について、形状や色彩など表示方法を変更せずに行う修理や補強、塗り直しの場合は、許可申請は不要です。

【許可期間満了後、更新する場合】

許可期間満了後も引き続き表示等する場合は、許可期間満了日の1ヶ月前までに許可申請が必要です。
 ※一般広告物については、更新の都度、許可手数料を納付することになります。

上記以外に、他の法令等により、事前に確認や届出などの手続きが必要な場合があります。

□4mを超える屋外広告物等…建築基準法に基づく、工作物の確認申請

▼萩市建築課 0838-25-3693

□道路上に表示等する屋外広告物等…道路法に基づく、道路占用の許可申請

▼国土交通省萩国道出張所（国道）0838-22-2530

▼萩土木建築事務所（国道・県道）0838-22-0043

▼萩市土木課（市道）0838-25-3544

※景観計画で定める景観重要道路上に表示等する屋外広告物等（道路占用の許可申請の前に）
 …景観法に基づく届出 ▼萩市都市計画課 0838-25-3647

□伝建地区内に表示等する屋外広告物等

…文化財保護法に基づく現状変更許可申請 ▼萩市文化財保護課 0838-25-3238（伝建担当）

□表示等が可能な一部の文化財敷地に表示等する広告物

…文化財保護法に基づく許可申請 ▼萩市文化財保護課0838-25-3299（文化財担当）

□屋外広告業に関する事…屋外広告業に関する登録 ▼山口県都市計画課083-933-3725

■許可申請等に必要の様式、図面等

許可申請等の際には、下記の様式と関係書類を提出してください。
所有者等の届出等を除き、申請書と添付の図面等は正副2部必要です。
申請書等の様式は、萩市都市計画課及び各総合事務所の窓口に備え付けのもの、もしくは萩市ホームページに掲載している様式をダウンロードしたものを使用してください。

【新規に表示等する場合】

- 屋外広告物等許可申請書（第1号様式の1）
※特別許可の場合(参照39ページ)は、屋外広告物等特別許可申請書(第1号様式の2)
- 表示等する屋外広告物等の形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さ等を示した図面（ポスター類は現物）
- 表示等する場所を示した見取り図
※許可を受け、設置した後は、設置後の写真を提出すること

【許可期間満了後、更新する場合】※更新の1ヶ月前までに

- 屋外広告物等許可更新申請書（第5号様式の1）
※特別許可の場合(参照39ページ)は、屋外広告物等特別許可更新申請書(第5号様式の2)
- 表示等する屋外広告物等の形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さ等を示した図面（ポスター類は現物）
- 表示等する場所を示した見取り図
- 安全点検調書（別紙）※写真貼付

【許可期間の途中で変更・改造する場合】

- 屋外広告物等変更（改造）許可申請書（第6号様式）
- 表示等する屋外広告物等の形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さ等を示した図面（ポスター類は現物）
- 表示等する場所を示した見取り図
※許可を受け、設置した後は、設置後の写真を提出すること

【所有者、設置者の代わりに屋外広告物等を管理する者（＝管理者）を置く場合】

- 屋外広告物等管理者設置届（第18号様式）

【所有者（もしくは設置者、管理者）を変更する場合】

- 屋外広告物等の表示者（設置者、管理者）変更届（第19号様式）

【屋外広告物等が壊れるなどして除却した場合】

- 屋外広告物等滅失届（第20号様式）

【所有者（もしくは設置者、管理者）の氏名、名称、住所を変更する場合】

- 屋外広告物等の表示者（設置者、管理者）の氏名（名称、住所）変更届（第21号様式）

■許可手数料の納付について

一般広告物の表示等を申請する場合、申請時に許可手数料が必要です。（自家用広告物は不要）
許可手数料については、37ページの一覧表をご覧ください。

■許可書の交付について

審査を終了後、許可書とともに許可の証票（シール）を交付します。
許可を受けた屋外広告物等に貼付してください。
※ポスター類には、許可の証票(シール)の代わりに許可印を押印しますので、許可後、表示するポスター類を全てご持参ください。

萩市土木建築部都市計画課

連絡先

〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地 TEL : 0838-25-3647
E-mail tosikei@city.hagi.lg.jp FAX : 0838-25-4011
萩市ホームページURL <http://www.city.hagi.lg.jp/>

12

許可期間と許可手数料

広告物の種類ごとに許可期間と許可手数料が定められています

広告物には、次のとおり許可期間と許可手数料が定められています。許可期間は、一般広告物が1年以内、自家用広告物が3年以内です。

はり紙や簡易な立看板などは、広告物の性質上、短い期間となっています。

許可手数料は、一般広告物を許可申請する際に必要です。広告物の種類、大きさ、数量によって異なります。

※自家用広告物は許可手数料をいただきません。

| 区分 | 単位 | 手数料の額 | 許可期間 |
|--------------------------------|------------------------------|--------------------------|----------------------------|
| ①はり紙又はこれに類するもの (ポスターなど) | 100枚につき | 400円 | 2ヶ月以内 |
| ②はり札 | 100枚につき | 400円 | 自家用広告物…3年以内 一般広告物 …1年以内 |
| ③立看板 (金属製等堅固なもの) | 1枚につき | 400円 | 1年以内 |
| ④立看板 (上記以外のもの) | 1枚につき | 400円 | 2ヶ月以内 |
| ⑤広告幕又はこれに類するもの | 1枚につき | 600円 | 2ヶ月以内 |
| ⑥気球広告 (アドバルーン) | 1個につき | 1,350円 | 1ヶ月以内 |
| ⑦電柱や街灯柱の類を利用するもの | 1枚又は1個につき | 350円 | 1年以内 |
| ⑧上記(①～⑦)に掲げるもの以外のもの及びこれを表示する物件 | 1㎡未満のもの 1枚、1個、1基につき | 300円 | 自家用広告物…3年以内 一般広告物 …1年以内 |
| | 1㎡以上2㎡未満のもの 1枚、1個、1基につき | 600円 | |
| | 2㎡以上5㎡未満のもの 1枚、1個、1基につき | 900円 | |
| | 5㎡以上10㎡未満のもの 1枚、1個、1基につき | 1,450円 | |
| | 10㎡以上20㎡未満のもの 1枚、1個、1基につき | 2,600円 | |
| | 20㎡以上30㎡未満のもの 1枚、1個、1基につき | 4,250円 | |
| | 30㎡以上のもの 1枚、1個、1基につき | 1㎡増すごとに450円を4,250円に加算した額 | |

※はり紙又はこれに類するものの枚数については、100未満の数は切り上げて100として計算する。

※⑥～⑧の広告物がイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによるものであるときは、それぞれ該当手数料の2倍の金額とする。

※政治資金規正法第6条の規定による届出をした政党・協会その他の政治団体がはり紙・はり札、立看板を表示等するために許可を受ける場合は、許可手数料を徴収しない。

13

違反広告物に対する措置、罰則

違反広告物には必要な措置を講じます

違反広告物等を表示、設置、管理する方に対し、除去等の必要な措置を命じます。
また、違反して表示されているはり紙、はり札、のぼり、立看板等は市が除去し、売却、廃棄します。
所定の違反行為には、50万円以下から20万円以下の罰金を科すことになります。

■措置命令

条例の規定に違反した場合や許可等に付した条件に違反した場合は、広告物等の表示者、設置者、管理者に対して、設置の停止、改修、除却などの必要な措置を命令することがあります。

■許可の取り消し

許可を受けた者が、次の事項に該当するときは許可を取り消すことがあります。

- 表示等の許可、変更等の許可に付した条件に違反した場合
- 広告物等の内容を変更したり、改造したりするときに、変更申請を怠った場合
- 措置命令に従わなかった場合
- 虚偽の申請など不正な手段で許可を受けた場合

■除却命令

次の事項に該当するときは広告物等の除却を命ずることがあります。

- 禁止地域や禁止物件に広告物等を表示等したり、許可申請を行わずに無断で広告物等を表示等した場合（いずれも、適用除外で禁止地域に表示等できる広告物や許可申請が不要な場合を除く）
- 許可期間が終了した後も更新や除却の手続きを行わずに表示等している場合
- 許可が取り消された後も引き続き表示等している場合

設置者が不明な場合は、市が直接除却することがあります。

市が設置の停止、改修、除却等の必要な措置を命じた場合に、命ぜられた者がその措置を履行しない等のときは、行政代執行法に従い、市自らが除却等を行い、その費用を義務者から徴収することがあります。
除却した広告物等は、一定の期間保管した後、廃棄や売却することがあります。

■罰則規定

次の事項に該当するときは50万円以下の罰金に処することがあります。

- 除却命令に従わなかった場合

次の事項に該当するときは30万円以下の罰金に処することがあります。

- 禁止されている地域や場所に、違反して屋外広告物等を表示等した場合
- 変更申請を行わずに、変更や改造を行った場合
- 許可期間の満了や許可の取り消しにより、除却しなければならなくなった屋外広告物等を除却しなかった場合
- 措置命令に従わなかった場合

次の事項に該当するときは20万円以下の罰金に処することがあります。

- 立入検査等に従わなかった場合

平成20年10月1日の時点で、既に表示等されている屋外広告物等は、次のような取り扱いとなります。

■新たに許可申請が必要となる既存の屋外広告物等

自家用広告物や県条例に基づく表示等が自由な区域にある一般広告物は、県条例では許可が不要であったため、許可を受けずに表示等していましたが、市条例により、新たに許可申請が必要となります。

○許可申請の取り扱い

・自家用広告物

□許可基準に適合する屋外広告物

→許可書を交付します。

□許可基準に適合しない屋外広告物等

→特別許可書を交付し、当分の間は現行のままで表示等できることとします。ただし、今後、1/2以上の形状、色彩、デザイン等を変更する場合は、許可基準に適合するように変更しなければなりません。また、当分の間が終了したときも、許可基準に適合するように、高さ、色彩等の変更が必要となります。※申請の際は特別許可用の申請書を使用してください。

・一般広告物

□許可基準に適合する屋外広告物等

→許可書を交付します。

□許可基準に適合しない屋外広告物等

→特別許可書を交付し、当分の間は現行のままで表示等できることとします。ただし、今後、1/2以上の形状、色彩、デザイン等を変更する場合は、許可基準に適合するように変更しなければなりません。また、当分の間が終了したときも、許可基準に適合するように、高さ、色彩等の変更が必要となります。※申請の際は特別許可用の申請書を使用してください。

※禁止地域に表示等している一般広告物は、違反広告物であるため、ただちに撤去しなければなりません。

今後、市条例・規則に定める許可基準等が変更された場合

その時点において既に表示等されている屋外広告物等には、変更の日から3年間は、変更後の許可基準を適用しません。その間に、変更後の許可基準に適合するように改修を行ってください。



屋外広告物等に関する問い合わせ先

萩市土木建築部都市計画課

〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地

TEL： 0838-25-3647 FAX： 0838-25-4011

E-mail tosikei@city.hagi.lg.jp

萩市ホームページURL <http://www.city.hagi.lg.jp/>

発行 平成20年10月01日
改訂 平成22年02月12日
改訂 平成24年04月01日
改訂 平成26年04月01日
改訂 平成31年01月31日